

令和7年

文教委員会会議録

とき 令和7年2月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年2月25日(火) 午前10時00分～午後2時35分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎教育長 米田教育次長
船木庶務課長 荒木学校施設担当課長
柏木学務課長 中谷指導課長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長
藤村子ども育成課長 柴田子ども施策連携担当課長
染谷子ども家庭支援センター長 飛田子育て応援課長
芝野保育入園調整課長 中島保育施設運営課長
佐藤(裕)保育事業担当課長 原品川区児童相談所長
長谷川児童相談課長 金子一時保護担当課長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

学校施設担当課長は、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

なお、議案審査（3）第21号議案、品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例について、配付資料の差し替えを求められましたので、これを了承し、机上に配付させていただいております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(4) 第34号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、予定表の順番を入れ替えて、（4）第34号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、第34号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正でございますが、昨年12月に開催されました令和6年第4回東京都議会定例会におきまして、都立学校の学校医等の補償の条例が可決されました。それを受けまして、東京都と区で同一の補償とするため改正するものとなります。

それでは、資料をご覧ください。

1、改正理由です。改正理由は、東京都の職員の給与に関する条例の改正に伴い、都立学校の学校医等の補償料額が改定されたためとなります。

次に2、主な改正内容です。記載の改定例のとおり、補償基礎額が引上げとなっております。詳しくは、3の新旧対照表になりますけれども、別紙で新旧対照表をつけてございますが、こちらに記載のとおり、全ての経験年数において引上げとなっております。

続きまして4、施行期日です。本条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○田中委員

今回、都立学校の条例が変わったということで、それに合わせるということでもあります。そのことはいいと思っているのですけれども、逆のケースというのはあり得るのでしょうか。つまり、区側が先行して、こういう改正をしてその後、都の判断になるのかもしれませんが、改正する。これまでも改正案が出てきておりましたが、ほぼ全てが都の条例に合わせてということでした。逆に都が変えないと区は変えられないのか、その点の確認をさせていただきたいと思います。

○柏木学務課長

補償額の改定でございますが、都と品川区、ほか東京都の自治体も同一補償ということになりますので、基本は都が変えて各自治体がその後改定するという流れでございます。

○田中委員

同一にしないといけないということなののでしょうか。今回、7,494円が8,529円になっておりますが、例えば品川区だけこれを特別に加算するとか、あるいはその逆もあるのかもしれないのですが、品川区事情をこういう改正に反映することができるものなのか、23区全て統一のものにしないといけないものなのか、そこを確認したい。

○柏木学務課長

こちらの公務災害の関係の条例でございますが、もともとは東京都の事務として全て行っていたものになりますけれども、平成14年度から区に事務が移管されたという流れでございます。基本は東京都と同じ、だから区が先行してということは想定していないと考えてございます。

○田中委員

そこは分かりました。そうすると、こういう学校医の先生、歯科医の先生、薬剤師の先生方の仕事の内容については、品川区独自の事業をお願いするということも逆にできないのですか。23区共通の対応しかしていただけないということなののでしょうか。

逆に、品川区が直接独自に加算をすることによって、より手厚くこういう先生方のお力をいただけるということが体制になっているのか、最後にそこだけ確認をしたいと思います。

○柏木学務課長

今回の条例につきましては、公務災害の補償になりますので、それについては統一です。そのほか、校医の報酬というのは、各自治体によって金額については異なっております。どこまでできるかという部分はありますけれども、品川区独自でこういうことをお願いしたいという部分については、対応いただける可能性はあるのかなと考えております。

○田中委員

補償の統一性と補償に影響するようなことをどこまでお願いできるのかどうかというところについて、状況が分かりましたので、引き続きしっかり各先生方にご対応いただけるように、また補償についてもしっかり手当てをしていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかに。

○あくつ委員

毎年、毎回、こういうが条例改正になるのですけれども、一応念のため、確認します。まず学校医、学校歯科医、薬剤師の公務災害補償について、具体的な事例としては、どのような災害で、どういった

被害を負った際の補償というのを想定しているのかを分かりやすく教えていただきたいのが1点です。

それと、もう1つ、今までに適用例があるのですか。もし補償が発生した場合の原資となるものというのはどこにあるのでしょうか。積むというか、保険なのか、補償ということなのですからけれども、どういった形になるのか、その辺りの財源というものを教えてください。

○柏木学務課長

まず、どういった際に適用になるのかという部分でございます。校医については、身分が区の非常勤公務員ということで、校医として職務に当たった際にけが等をした場合にそういう補償が受けられるというものになります。

ちょっとすみません、具体的にどういう事故かというのはお答えが難しい部分がありますけれども、校医として学校に行く、通勤の途中の事故も適用になりますし、学校で校医としての仕事をしている際に何かのけが、事故等があった場合もこの対象となるということでございます。

これまでの適用でございますが、昭和37年から現在までで6件の補償を行ってございます。ただ区のほうに移管された平成14年度以降については、こちらの適用となるような公務災害は発生をしていないという状況でございます。

次に、補償の財源でございますけれども、発生した場合については、区の一般財源から出すと認識してございます。最初から予算を組んでというよりも、発生した際に、補正になるのか、流用になるのかはございますけれども、そういう部分で予算を取って補償をやっていくというふうになります。

○あくつ委員

ありがとうございます。

私も文教委員を何回もやっているのですが、校医に関しては何度もやっていて、こういった質問をすることも逆に初めてなのですからけれども、本当に基礎的なことというか、分からなかったことを改めて伺いました。

最後に、学校医とか対象になっている方たちについては、毎年こういった条例改正があって、基本的には補償が厚くなっていると思うのですけれども、こういったことに関しては当事者の皆様にはどのように伝わっているのか。それとも逆に、もう当たり前のことだから伝えていないのか、その辺りを教えてください。

○柏木学務課長

お一人お一人にこの条例をお伝えしているということにはございませんけれども、こういう補償があるということは、校医になる際などにお伝えはしてございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第34号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより第34号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(5) 第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(8) 第60号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

次に、順番を入れ替えて、(5)第57号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、(8)第60号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、私から第57号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、第60号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、ご説明を申し上げます。

資料をご覧いただければと存じます。

まず、1、改正の背景をご覧ください。

国において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずることとなり、国家公務員の介護休暇制度との均衡を図るため、改正を行う必要がございます。

次に、2、改正の概要でございますが、主に3つございます。

1つ目は、育児を行う職員に係る超過勤務の免除の対象となる範囲を、これまでの「3歳未満の子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に引き上げること。

2つ目は、子の看護休暇の取得事由を「子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合」でも休暇を取得できるよう拡大をすること。その際、休暇の名称を「子の看護のための休暇」から「子の看護等のための休暇」に変更すること。

3つ目は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供をはじめとしまして、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備を行うことのほか、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認を行うこととなります。

3、施行期日につきましては、令和7年4月1日となります。

今回の改正の資料につきましては、2枚目以降にご参考として新旧対照表をおつけしております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

先ほどのご説明で、「子の看護」のところを「子の看護等」というふうに少し膨らませているということでした。「学級閉鎖等」、「学級閉鎖」というような、お子様の学級閉鎖というような例示がありましたけれども、その次の「配偶者等」という、これも「等」が加わったのですかね。その条例の改正案の新旧対照表を拝見すると……、これは変わっていないのか、これは次のあれかな。

失礼しました。これは次の条例でした。今の質問は取消しで、ごめんなさい。

先ほどのご説明の中で、「子の看護等」というところ。学級閉鎖というものが1つありましたけれども、これは「子の看護」とは異なるという意味なのでしょうか。お子さんの通っている学校が学級閉鎖になったら、お子さんも休まざるを得ないから、教員の方がお休みすることが認められるようになったという理解でいいのかということが1点目です。

それと、付則の2番で、「この条例の施行の日前においても行うことができる」とありますが、超過勤務の制限に係る請求は条例の施行前でもオーケーにしている、請求をオーケーにしているというところの趣旨をお聞かせいただきたいというところが2点目。

それと、改正の概要に、「相談体制の整備を行う」とありますけれども、「相談体制の整備」というのは一体どういうことを具体的におっしゃられているのかということが3点目です。

それと文言のことで伺いたいのですが、4点目、「意向確認」とあります。職員が申し出た際の意向確認というのは、申し出た段階でご本人の意向があると思うのですが、それを改めて確認をするという意味なのでしょうか。もう一度、なぜ意向確認とあるのかというところを教えてください。

4点伺います。

○中谷指導課長

4点ご質問をいただきました。

まず、「子の看護等の休暇」の「等」というところについてです。これまではご本人のお子さんの発熱など、そういったところに対する休暇というところでしたけれども、今後は、例えば先ほどおっしゃっていただいた学級閉鎖であったり、入学式や卒業式などの行事への参加であったり、お子さんが通う学校に関係するものに関しましても適用するというようなところになります。必ずしもご自身のお子さんが発熱したときだけしか休暇を取ることができないというものではないというところをお伝えしたいと思います。

それから2点目になります。超過勤務の免除に関する改正についてですけれども、これまで、3歳未満のお子さんがある場合、既に適用しているものですが、今回対象を拡大し、3歳から小学校就学の始期に達するまでのお子さんについても適用します。これに関して、条例の施行日前においても行うことができるというものになっております。

実際、決まりましたら、それ以降、適用されます4月1日までに、もしも該当するような案件があれば、いち早くこれを取り入れるということです。なぜこれを早くするかというところですが、おそらく、該当するニーズがあることが背景としてあるのではないかなと私どものほうで推測しているところでございます。

それから、3点目の相談体制はどういうものかというところなのですが、こちらに関しては、今、想定しているのは、例えば指導課の教職員人事係で、窓口のような形で何かご相談を受け、お伺いするというような形を想定しております。この条例に関しては、例えば東京都でしたり、そういった都の教職員の相談窓口というところとも併せて、今回の対象となる区の固有教員でしたり、幼稚園の教員についても併せて考えていくべきだと思っておりますので、東京都教育委員会と連携してやっていきたいと思っております。

それから、4つ目の、意向確認のご質問です。まず、これはしっかりと、仕事と介護の両立支援制度に関する情報は、申し出る、出ないに関わらず、早期に周知するということが今回の条例改正にはあります。その上で、相談体制ももちろん充実させた上で、実際にこういった制度を使いたいと申し出られた場合には、改めての意向確認を行います。実際にこういった取り方をしていくのか、この制度に関しては、育児の制度は非常に知っている職員も、介護のことになると経験がないとどういう制度になっているのかなかなか見えにくい部分でもあるので、そういったところで、こういったことができるというお話とともに、改めてどういうふうにしていくか、取りますかということも含めて、しっかりコミュニケーションを取りながら進めていくということの重要性から来るものではないかなと思っております。

以上になります。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

最後のところなのですが、仕事と介護の両立支援制度で、まさにご家族の介護となると、例えば、超過勤務ができない状況などになると。それをちょっと分かりやすく言えば、誤解を恐れずに言えば、しわ寄せがほかの職員の方に来る可能性もあって、仕事が振られることもあって、本当に適正にやらないと、ほかの職員の方から、なぜあの人は仕事をしないのだと言われることにもなりかねないし、ほかの場面でも、ほかの方に負担がやっばり及ぶような、そういった思いにとらわれるようなことにもなりかねないという中で、意向を改めて確認をする。

そして、本人のご意向、ご希望とともに、どれだけの介護が必要なのかということについても、やは

り適正な判断が必要だと思えるのですけれども、そこについては、正式な聞き取りの場というのは、どういう形で、どのような時間の取り方をされるのかということも検討していくというお話がありました。いわゆる当然ご本人の働き方と介護の両立ということと、周囲のことも含めて周知、理解ということも適正にやっていかなければいけないというのがやっぱりこの介護の部分かなと思います。

あまりそれを強く言い過ぎると本人がこんなに申し出ているのに、全然休みを取らせてくれないよということになってもそれはおかしい話で、そういったことに対して判断基準というか、そういったところについては、今どういった形でお考えになられているのか。それは学校の中で完結をするのか、それとも教育委員会まで何か関与するのか、その辺りを今検討されていることを教えてください。

○中谷指導課長

やはり育児に関する休みというのは非常に取る方も増えていて、制度的にも非常に皆さん、理解されているケースが多いかなと思えるのですけれども、介護は育児と同じように取れるのかとか、例えば2回まで取れますよとか、そういったことが実際にご本人事になってみないと知らないというケースが非常に多いなど、私も自分の所属課で感じているところであります。

そのような中で、やはり今おっしゃっていただいたような、どれだけの介護が必要かということについては、まず前提として診断書があり、いつからいつまで休みが取れるかという前提があります。その中で制度的なものを知った上で、取る方がどのような取り方をしていくのか。例えば、都内にご家族がいらっしゃる場合もあれば、新幹線で行かなければいけないところにご実家があるとか様々だと思うので、そういった具体的な取るシミュレーションというものを、やはり上司と、その取る教職員がしっかり今後の見込みも含めて話し合うという場は育児と同じように必要と思っています。

その中で、教育委員会が成すべきことというのは、せつかくの今回の条例改正なので、こういったことが変わるのだということとをまずしっかりと教職員に校長を通じて周知をしていくということと、やはりこういったケースになったときに、校長の相談にもしっかり乗りながら、ご本人の声をしっかり聞いた上で適切な判断ができるようにということとをやってまいりたいと思います。やはり、残された教職員がどうやって役割を再分担していくとか、そういったところの同僚性ということも非常に大事だと思いますし、介護というのはとっても大変なのだということを若い方にも想像していただけるようなアプローチというのが必要だなと思っています。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

当然そういうことも想定をされて、教育委員会もしっかり学校側のサポートをされていくということで理解しました。

それと、先ほど診断書のお話もありましたけれども、こうした休暇を取るなり、超過勤務を断るなりということについての判断基準としては、しっかり担保があると私も今理解をしました。非常に大切なことですから、当然反対をするものではないのですけれども、周囲の理解を得ながら、これから始まることですから、非常に試行錯誤もあると思うのですけれども、しっかりやっていただきたいと思いません。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございました。

先ほど課長からニーズがあるというお話がありました。逆に考えると、小学校就学前の子育て中の皆さんは、学級閉鎖でも休めないとか、介護でも休めないとか、そういったことは様々あったらろうなど想像しています。

1点伺いたいののが、第17条の4の2になるのですが、「当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない」とありまして、ちょっと分からないので教えていただきたいのですけれども、この介護を必要とする状況に至ったことを申し出た方に対してなのか、それとも40歳に達した職員の方全員を指しているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○中谷指導課長

まず、職員が40歳に達した日の属する年度において、この介護両立支援制度等について知らせることを今回、条例改正で義務づけられるというような形となります。40歳という年齢ですけれども、ちょうど自らが要介護状態になる可能性もあるかなというところと、やはり親も介護を要する状態になる可能性が高くなるというところで、こういった世代間の連帯によって介護を支え合うという制度の目的があります。こういった背景と関連しているのかなと思います。まずこの時点でしっかり知らせていくことと、個別の相談にもしっかり応じていくことを併せてやっていく必要があるかと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。

すごく大事なことで、まだ介護というのが考えられないような状況にある方でも、先に聞いておくことは必要だなと思います。

もう一点だけ、介護の研修の実施について、東京都のほうで開催されるのか、区のほうで行うのかのような内容、回数になるのか、最後にお聞かせください。

○中谷指導課長

研修でございますけれども、今、検討をしております。中身的には同じだと思いますので東京都の教職員に対してどういった研修がなされるかということと、私どものほうで今固有教員や幼稚園の教員に対してどう研修するか、ここをしっかり連携させていきたいなど、ここがばらばらにならないような形でやってまいりたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

今いろいろ質疑を伺っていて、お伺いしたいことも、確認したいこともございます。改めてのところもありますが、今回、法改正によって仕事と育児、介護を両立できるようにするというところで、学校教職員、教育職員、幼稚園教育職員を対象にされていますが、先ほどの質疑の中で、いわゆる都費職員というか、一般の職員は都の条例改正によって同一の条件とされているのか、そこだけまず確認をさせていただきます。

○中谷指導課長

おっしゃっていただいたとおり、東京都の教職員につきましては、東京都の同様の条例を改正をするというものになってございます。

○田中委員

研修等も含め、認識の部分もやっぱり都教育委員会と連携をする中で、学校全体、幼稚園全体で共通の認識を深めていただいて、この法の趣旨に沿ったような形で、しっかり休暇取得、あるいは超過勤務

の免除が行われるように願っておりますが、学校とか幼稚園というのは、極めて子どもの数は多いですが、いわゆる組織と申しますか、職場としては極めて小さな職場環境だと思うのです。先ほどのあくつ委員からも、確認もあったのですが、改めて、ご本人が求めている状況の中で取りたいけれども、なかなか職場環境の理解が進まないために取りづらいということは、当然あってはならない状況だと思いますので、そこに対するしっかりとした指導を行い、体制を取っていただきたい。

その上で、例えば学級閉鎖になるようなとき、極めて広範囲に感染が広がってしまったとすると、職場自体でも、同一の世代の子どもを持つ先生方のそれぞれの子どものクラスがそれぞれで学級閉鎖になってしまったときには、相当人数的な制約を強いられる状況も想定はされると思うのです。そのときは区教育委員会全体として、先生方の人員配置を臨時的に補うという、そこまで対応を取っていただけるのかどうか確認をしたいと思います。

○中谷指導課長

まず、前半のご本人が希望したときに取るという環境をしっかり保障していくということは本当におっしゃるとおりだと思いますので、そこがきちんとできるように指導してまいりたいと思っております。

後半にご質問いただきました人数的な制約のご懸念についてです。実際、コロナ感染で緊急事態宣言が起きたときを思い出すのですが、職場の学校もお休みですし、当然、教職員のお子さんの通う学校もお休みというような状況の中で、何とか学びを止めないで進めていく手だてとしてオンデマンド配信用の動画を撮って、対面では会わないけれども、インターネット上でしっかり勉強していただいたものを後ほどフィードバックしてというような、いつもの授業とは違うスタイルでやり取りをさせていただいたということがありました。そういった実績もしっかり生かしていきながら、仮に物理的に職場にいらっしゃる先生の数が少ない場合でも、しっかりお子さんたちが学びに向かえるプログラムに急遽変更できるような、そういった体制については今までの蓄積もあるので、しっかりやっていけるかなと思っています。

学級閉鎖も緊急事態宣言のようにずっと長く続くわけではないので、短期的なものという意味を考えたとしても、臨時的に補充していくというところまでは考えなくてよいかなと考えております。

○田中委員

ぜひこれまでの経験を生かしていただいて、そうなったとしてもしっかり対応していただくようお願いしたいと思います。

あともう一点、こういう形で休暇を取りやすいように条件緩和がなされてきておりますが、現状として、要件は緩和されたけれども、取得できる休みがどれだけあるのか。現在の休暇取得率がどういう状況なのか、これによって、本当はさらにもっと休みたいのだけれども、現実的には要件緩和されたけれども、休みそのものが少なくてという状況なのか。

あともう一つは、超過勤務の免除とありますけれども、ちょっとここはすみません、確認なのですが、超過勤務の免除できる日数とか、そういったものは決まっているのですか。有給休暇と同じような形で、何日までとか、何回までという形で決められているものなののでしょうか。すみません、そこは事前確認しなかった私も悪いのですが、お伺いしたいと思います。

○中谷指導課長

まず、取得可能なお休みですが、こういった育児や介護に関するもののほかに、もともと教職員が取れるものとして年休が年に20日、夏休が5日。前提としては、まずこういったものを取りなが

ら、ケースに応じた、今お話にしている育児や介護の休暇を取っていくというところだと思います。毎年、各学校から集約をしているのですけれども、比較的、夏休、年休の取得率については、かなりいいペースで取れているかなと思います。特に夏休に関しては、ほぼ9割方の皆さんが取れているかなと思っています。まずは夏休と年休に関しては、しっかりこれからも取れるようにということを環境として進めていきたいと思っています。

それから、超過勤務の免除に関しましては、こちらは日数というのではなくて、実際に対象となるお子さんを持っていらっしゃる、もしくは条件が合うという方に対して免除するものになると理解しております。

○田中委員

ありがとうございます。

年休、休暇に関してはぜひリフレッシュも含め、しっかり取っていただきたいと思います。併せてこういう要件緩和がされると、その分のお休みが求められる可能性も一つありますので、そこは今後、何というのでしょうか、有給取得率の推移を見た上で、また状況に応じた検討も将来的に必要な可能性もちょっとあるのかなと思いました。そこも併せ、先生方にしっかり勉強、教育に励んでいただきたいと思っています。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。

私からも1点質問させていただきます。今回の改正によって、超過勤務免除の対象が、「3歳未満の子」を養育する職員から、「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する職員に拡大されますけれども、この変更によって対象となる教職員の皆様の数というのはどの程度とお考えでしょうか。例えば、1学校当たり3人ぐらいいるのではないかみたいな、そういった何かあればお聞かせください。

○中谷指導課長

そうですね、1つの学校の年代、要は20代、30代、40代、50代がどのような割合でいるかというのが、例えば小学校と中学校の校種によっても違うということがあります。分かりやすく申し上げると、中学校のほうが現状比較的平均年齢が高いです。小学校が非常に今若くなっているところがあるので、ちょっと難しいのですけれども、例えば今回の条例の育児と介護ですと、大体多いところで、1つの学校、1つの、単体の小学校とか中学校の規模感で、ゼロというのはまずないと思います。1桁ぐらいはいるというようになるところになろうかなと思います。

また、今回の条例改正を受けて範囲が拡大していくことで、取りたいという方が申し出る可能性もあるので、その辺りの推移についてはしっかりと見てまいりたいと思います。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。

状況やお考えについて理解をいたしました。今回の改正によって、育児や介護を行う職員の皆様の働きやすさが向上して、より安心して業務に取り組めるという環境が整うということを期待しております。

これまでもほかの議員の方からもありましたけれども、対象者の増加によってその業務の負担がちょっとそれ以外の方々に集中するという事は避けなければいけません。学校によって状況が違うということだと思いますので、業務の分散が働くよう、これも併せて期待しております。今後も現場の皆

様の声を反映しながら、よりよい制度の運用が進むことを願っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

すみません、ちょっと細かいことなのですが、小学校就学の始期というのは、1年生の4月1日ということでしょうか。教えていただければと思います。

○中谷指導課長

小学校就学時期というのは、1年生ですので、1年生に上がられる4月1日というところになります。

○せらく委員

ありがとうございます。

そうなりますと、それ以降は、例えば学級閉鎖などで、お子さんが学校に通えていない時期の親ごさんの休暇は該当しないということになりますでしょうか。

○中谷指導課長

今お話しいただいたのは、子の看護休暇のことかなと思います。子の看護休暇に関しましては、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さんを養育する職員が対象になっておりますので、小学校の間も適用になるとご理解いただければと思います。

○せらく委員

ありがとうございます。失礼しました。

こちらの超過勤務の部分が小学校就学の始期ということで、失礼しました。理解しました。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第57号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第57号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第60号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第60号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(9) 第61号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

次に、順番を入れ替えて、(6)第58号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(9)第61号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案を議題

に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、私から第58号議案、学校教育職員の給与に関する条例について、第61号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

改正の背景といたしまして、3点ございます。

まず、1点目は、第58号議案の指導教諭の職の新設でございます。指導教諭とは、教諭そのほかの職員に対して、教育指導の改善および充実のために必要な指導および助言を行うものです。東京都の教員の役職には既に位置づけられているところですが、区内の固有教員から新設を求める声が上がる中、これまでの役職に加えて指導教諭を設置することで、教員がこれまでに培った高い専門性と優れた指導力を活用していくことで、区立学校全体の授業力の向上を図っていくことを目指していくものです。

次に、住居手当の支給についてでございます。これまで、定年前再任用短時間勤務職員は、住居手当は支給対象外となっておりますが、複雑高度化する教育課題に的確に対応するために、高年齢層の能力や経験の活用が進められていることなどを踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員に対して、新たに住居手当を支給するものです。具体的には、世帯主である職員のうち、自ら居住するための住宅を借受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っている職員に、月額8,300円を支給するものとなっております。

次に、刑法の改正についてでございます。令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、「懲役」および「禁錮」が廃止され、これらに変えて「拘禁刑」が創設されることとなりました。そのため、これらの条例に規定する罰則に関する規定を整備する必要がございます。改正対象となる手当等は、期末手当となります。

以上、改正の背景を踏まえまして、2、改正の概要をご覧くださいいただければと存じますが、今回の主な改正は、条例中の固有教員の4級職に主幹教諭に加え、指導教諭を新設すること、定年前再任用短時間勤務職員には適用されていなかった住居手当の規定を適用対象とすること、「禁固」を「拘禁刑」に改めることの3点となります。

施行期日は、指導教諭の職の新設と住居手当の支給に係る改正規定は、令和7年4月1日、刑法改正に伴う改正規定は、令和7年6月1日としております。

資料につきましては、ご参考として新旧対照表をおつけしております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ありがとうございました。

まず、文言の意味、定義について、教えていただきたいのが、今回の改正の指導教諭の職の新設です。

指導教諭というものがどういうものなのか、その下の固有教員の4級職と主幹教諭との違いというか、主幹教諭とはどういう役割なのか、それとあと、定年前再任用短時間勤務職員というところの定義、意味、この3つをまず教えていただきたい。

それとまとめて質問しますが、今回、現役の固有教員から新設を求める声が上がったと。先ほどのご説明でもありましたが、これは何でそういう声が上がったのか。この説明だと、高い専門性と優れた指導力を活用、これを作ればできるようになって、区立学校自体の授業力の向上を図るとあるのですけれども、では、この職がなければそれができなかったのかどうか。そこの今回新設する意味というものを教えていただきたいと思います。

○中谷指導課長

まず、文言の定義というところのご質問なのですが、学校教育法に定められております主幹教諭と指導教諭について申し上げます。主幹教諭につきましては、校長および教頭とありますが、副校長と読替えさせていただき、管理職を助けるという職になります。管理職の命を受けて、公務の一部を整理し、ならびに児童の教育をつかさどるというものです。

対して、指導教諭につきましては、先ほども申し上げましたけれども、児童の教育をつかさどり、ならびに教諭、そのほかの職員に対して教育指導の改善、および充実のために必要な指導および助言を行うものです。概要として申し上げますと、主幹教諭が、学校の経営のマネジメントの補佐的な役割を担う4級職であるのに対して、指導教諭は、主に教員が行う授業に対して、授業力の向上のために指導助言を行うものということになっております。

先ほど区固有教員から声が上がったというところについてご指摘いただきました。教員がキャリアプランを描きながら、ご自身がどういったかたちで教職を全うしていくかということを考えられたときに、行く行くは管理職に進みたいと思う教員は、主幹教諭になられる道を選ぶのに対して、管理職にはなりたくないのだけれども、今までのご自身の授業力というものを他の教職員に対してもっと伝授し、いい影響が与えられるように貢献していきたいと思われる方と、それぞれのケースがおありになるという中で、東京都に指導教諭があるところから、ぜひ区固有教員にも指導教諭という職ができれば、ご自身がその場でもっと今以上に力を出せると。今までも指導助言をしていなかったわけではないのですけれども、実際に正式に役職に就くことによって、例えば授業公開というものについても、しっかりと教育委員会の後ろ盾を持ちながらやることもできる。そういった中で、より指導助言をする機会を増やしていくというところを狙っているようなものになります。教職員のモチベーションをしっかり支えられるよう、教育委員会としても応援していきたいと思っております。

それから、定年前再任用短時間勤務職員についてですけれども、こちらにつきましては、60歳に達した日以降に辞職をして、定年退職の相当日までの間勤務する職員ということになっております。勤務する形態は、短時間の方もいらっしゃいますが、フルタイムで、ほかの正規の教員と同じように勤務する形態を選ばれている方もいらっしゃいます。それらを全て含めて文言定義ということで使わせていただいております。

○あくつ委員

ありがとうございます。

今回、区固有教員の指導教諭を何故新設するのか。ご説明の中には、いわゆる区固有教員の副校長職に当たるようなものを創設したというようなことを、当委員会でも審査をしたことがありました。そういったところでは非常に理解ができる。モチベーションアップ、キャリアを考えたときに学校経営に進

むのか、それとも、現場で根拠を持って、使える権限を増やすという意味でのことであれば理解できるなというところです。

もう一つちょっと教えてください。

指導教諭、これは区固有教員に今までなかったからあれですけども、都の教諭はおおむね何年ぐらい、何歳と言ったらいいのですかね、何歳ぐらいで、何年ぐらいやられた方がこの指導教諭をご担当されるのか。そういうイメージが湧くものがあれば教えていただきたい。

それと、今までは区固有教員副校長について、5級職と職務表には書いてあるのですが、今までは区固有教員の方は、ちょっとこの職務表の見方が私も分からないのですが、副校長に到達するためには、主幹教諭を経なければいけなかったということなのではないでしょうか、それとも、3級の主任教諭から副校長職にというようなことというのは今まであるのか、ちょっとその辺りの仕組みを教えてください。

○中谷指導課長

2つご質問をいただきました。

まず、指導教諭はどのぐらい教職を経験されてなるかということですが、大体目安としては、10年、まずきちんと担任を持ち、教科を教えるという経験を積み重ねる。大体役職としては中堅という位置に入ってきます。その中で、管理職の道を選ぶのか、またはこういった教科の教育指導のエキスパートになっていくのか、こういったことを考えるきっかけになるのがちょうどそのぐらいかなと思います。実際にいらっしゃる方は、その後もう少し経験されてからかなと。大体10年から20年やる間の中で、こういった職を自らご希望されてなられているかなと考えています。

それからもう一つのご質問で、5級職の副校長になるためのプロセスというところだと思いますが、基本的には、4級職、主幹教諭をご経験されてから副校長になられます。ただし、東京都の管理職の候補者選考の中で、現に3級職である主任教諭をされている中で、行く行くは副校長をやりたいというご希望があった場合に、そこでしっかり申請をできるシステムも持っています。ただ、いきなり翌年、副校長に就いて飛び級していくわけではなくて、選考を受けながら、併せて研修も受けながら、その中で経験を積まれて、行く行くは副校長、5級職になるというケースもございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。

イメージがよく分かりました。先ほどの繰り返しになりますけれども市民科を含めて、品川区独自の教育にご尽力をされている区固有教員の皆様のモチベーションアップ、キャリアアップのシステムとして選択肢を広げるということで理解いたしました。

○こんの委員長

ほかにごありますか。

○田中委員

確認を含めお伺いしますが、先ほどのご説明で、都には指導教諭の方がいらっしゃるという話をいただきました。その方が、いわゆる都費職員の指導教諭として、各学校に既にいらっしゃって、そこに、さらに区の職員としての指導教諭の方を新設されるということなのか、その確認をまずお伺いしたいと思います。

○中谷指導課長

まず、東京都職員の指導教諭ですが、都内に大体250名程度、1つの地区におおよそ1桁程

度というものと理解しております。その中で、品川区は1名、小学校にいらっしゃるというような状況でございます。ですので、各校に1人規模でいるわけではないという環境の中で、品川区の固有教員の指導教諭の新設をするというようなイメージになってございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

一時的に学校に都の方と区の方が同時にいらっしゃるのかなと思ったのですが、そこは違うということで、当然1名の小学校を担当されている指導教諭の方もしっかり今後も連携をしていただいて、よりよい教育環境を作っていただきたいと思います。

指導教諭の新設する中において、ちょっと私の認識が間違っていたら、そこもぜひ訂正していただきたいのですが、これまで学校の先生方の指導、相談業務というのは、教育総合支援センターのほうで行っていたのかなと思うのです。支援センターではないかもしれないのですが、今後、そういう対応をされていた、その部署と指導教諭の方との関係性はどうなっていくのか。より連携を強化していただく、相乗効果でということなのか、その確認をしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

教育総合支援センターが所管している研修についてはすけれども、例えば1年次から3年次を集めた若手教員向けの集合研修や10年を経験した11年目を中心に中堅教諭等資質向上研修というものを行っております。いずれも集合研修で、その年代に合わせた研修を一括して行うというようなことを行っているところでございます。

○中谷指導課長

指導課のほうでは、指導教諭をはじめ、役職に就かれた方への研修を実施しております。求められる役割、実際にどうやって助言、指導していただくかとか、そういったことを具体的に教えるというような研修も設けています。一番は区固有教員の指導教諭なので、指導課で行っております区固有教員の研修、28名いるのですけれども、この方々をお迎えして行う研修において、講師のような役割で研修をしっかり引っ張っていただくというようなところが非常に大事なところになってくるかなと考えております。指導教諭のお力をしっかり最大限発揮できるように、研修の構築のほうもやってまいりたいと思っております。

○田中委員

せっかくいい職を設けられるということで、これまでの教育総合支援センターでの集団研修ですとか、また、これまでの指導課においての研修と、より相乗効果を発揮していただくような形で、指導の先生方の向上にぜひつなげていただきたい。今後の活躍を期待していきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。

区固有教員の採用に向けて力を入れていこうということで大変頑張っていただいているのをすごく感じております。こういった現役の区固有教員の方の声が実際に形になるということは、すごく重要なことではないかなと感じております。

その中で、先ほどの田中委員の質問で、指導教諭が想定したよりも大変都内で少ないなと感じました。これは、希望される方が少ないのか、それとも指導教諭になることが難しいのか、その辺りがちょっと

分かりませんので、実態をお聞かせいただきたいと思います。また、願わくば、こういった取組が区固有教員の採用につながりやすくなればという思いもありますので、その辺りの担当課のお考えもお聞かせいただければと思います。

○中谷指導課長

東京都の指導教諭の人数ですけれども、こちらの人数の管理は、東京都教育委員会のほうでしております。私のちょっと肌感覚で申し上げる形で恐縮なのですが、指導教諭になりたいという方は、枠よりも多いなと感じております。ですので、おそらく1人のやりたい方が、何度か選考を受けながら、晴れて選考に通るといようなケースが一定数あるのではないかなと思っています。

ちなみに区の固有教員の指導教諭に関しましては、選考を今年度行っているところなのですが、複数名、やはり声が上がってきたということが反映されたとおりで応募していただきましたので、そこはしっかり受け止めて、選考をしっかり結果として出していきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第58号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第58号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第61号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第61号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(7) 第59号議案 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

次に、予定表の順番を入れ替えて、(7) 第59号議案、学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、私から第59号議案、学校教育職員の旅費に関する条例についてご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

まず、1、改正の背景をご覧ください。国において国家公務員等の旅費制度の見直しが図られており、法律の一部を改正するとともに施行令が制定され、また令和6年12月20日付で、旅費支給規程の一部を改正する政令が公布されました。旅費支給に係る附属の島について規定されている条番号に条ずれが生じたことから、規定整備を行うものでございます。

具体的には、旅費支給規程において、法律や施行令に規定する用語をそのまま使えるようにするために、第1条として用語の規定がされたことを受け、このことで、これまで第1条に規定されていた附属

の島に関する定義が第2条にずれたため、品川区においても該当する今回の条例において該当箇所の改正が必要となりました。

3、施行期日につきましては、令和7年4月1日となります。

資料につきましては、ご参考として新旧対照表をおつけしております。

なお、今後のスケジュールといたしまして、旅費の具体的な内容の改正につきましては、東京都教育委員会と連携をしておりますので、東京都教育委員会からの通知を受け次第、速やかに対応してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

条ずれということなので、なかなか質問が難しい。旅費の具体的な部分については、これから検討すると先ほど伺いました。お答えは難しいと思いますけれども、いわゆる国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令が公布される。令和7年4月1日。これは、どういう意図で改正をされたのかということ把握されていたら教えてください。

○中谷指導課長

一番は、大本の旅費の定義が変わるところでございます。今まで旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算するものであり、そのとおりでなところなのですが、今回の改正では、このことを前提としながらも、旅費とは旅行に要する実費を弁償するためのものとして、この条例で定める種目および内容に基づき計算されるものであるということが追加されます。この実費を弁償するという文言が、より実態に応じた手続きができるようにするための方向性が反映されているものかなと認識をしているところです。

○あくつ委員

ご答弁いただきありがとうございます。

各委員会で、今様々なこの旅費規程、今回改正が行われるということで、ほかの委員会での説明でも、議案の説明会でも同じようなことを確認させていただきました。

実費になるということで、結構大きな変更だと私は認識しておりますけれども、ご説明ありがとうございました。それが今回影響していると確認できました。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第59号議案、学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第59号議案、学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(1) 第19号議案 品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

次に、予定表の順番を入れ替えて、(1) 第19号議案、品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第19号議案、品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず、項番1ですが、本条例の改正の目的といたしましては、子育て家庭の負担軽減を図る、すまいるスクールのうち、放課後子ども教室を無償化するものになります。

項番2、改正内容といたしましては、午後5時までの利用料の無償化と登録ベースから利用ベースに利用料の要件を改めるというものになっております。

また、新旧対照表につきましては、添付のとおりでございます。先ほど申し上げた点を改正するかたちになっておりまして、施行期日としては、4月1日を予定しております。

また、本条例の改正に付随しまして、関連する規則のほうも改正いたします。

説明は以上になります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○田中委員

今回、子育て家庭の負担軽減を図るため利用料の無償化ということですが、そもそも5時まで、1日250円ということになります。250円掛ける利用日数ということになるのですけれども、この負担軽減の受け止め方というのでしょうか。負担軽減にはなるし、また利用料の無償化といううたい文句ではあるのですけれども、実際は5時から6時までが3,000円、5時から7時までが4,000円という、この料金設定は変わらないと思います。表現の問題だとは思いますが、1つは1日250円が無料になったことの負担の軽減感というのでしょうか、それぞれのご家庭の方から伺わないと何とも言えないのでしょうか、負担軽減とか無償化という以上は、もう少し多くの削減、軽減があったのかなというふうに率直な、素朴な受け止め方をするのですけれども、その辺の表現の仕方とかも含め、認識はいかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長

まず、今回の無償化の適用というか、内容になりますけれども、このA登録の利用料というのが、1日250円ではなくて、月250円という形になっておりまして、一月にどれだけご利用いただいても250円という形になっております。

保護者の方の受け止め方というお話がございました。例えば今、A登録だけ利用されている方は、毎月銀行口座から引き落としをされているというようなお支払い形態になっております。そのお支払いが250円、兄弟の方がいらっしゃる場合は減免で125円というお引き落とし額になるのですけれども、その引き落とし額が落ちていないというご利用者の方もいらっしゃいますので、そういった方にとっては負担が軽減されているのではないかなと考えております。

また、B、C登録の設定は変わらないかというお話もございましたが、B、C登録というのは、B登録というのが6時までのご利用、C登録のほうが7時までご利用という形になっておりますが、そちらにつきましては、現在は3,250円、4,250円をそれぞれいただいている形になるのですが、そちらからのA登録の5時までの分250円を差し引いて、それぞれ3,000円と4,000円のご利用料になるというような見込みになっております。

また、もう少し多くの削減をというようなお話がございましたが、今のすまいるスクールの状況ですとか、質の担保ですとか、そういったところを総合的に勘案して、今回の無償化というような形でご提案を差し上げているところでございます。

○田中委員

すみません。1日250円と思ってしまいました。月250円ということです。250円の負担軽減をどのように受け止めるかというところではあります。すみません、ちょっと言葉が出てこないのですけれども、250円を減額して利用料の無償化とうたうことについては、何か素直に、ストレートに受け止めづらい表現ではあるのですが、いずれにしても、B登録、C登録の利用料3,000円、4,000円は残ることですから、少なくとも利用料の無償化という言い方は誤解を招くような気がいたします。

区長をはじめ、皆様のご英断で月額250円を削減されるという姿勢はいいと思うのですが、では、この250円の削減で何をお伝えしているのか。

また、250円削減されたことによって、例えば250円の負担が難しく、利用できなかった子どもたちの利用が増えてくるとか、月額250円を無償にすることで、どういう効果を期待をされているの

か。すみません、もう一度改めてお伺いしたいと思います。

○藤村子ども育成課長

まず、こちらにつきまして、保護者の方々がどう受け止めるか、報道の仕方というようなお話がございました。すまいるスクールは放課後子ども教室と放課後児童クラブを併せて運営しているところでございます。放課後子ども教室部分の無償化という形で今回プレス発表等でもご案内しておりますので、そういった形で受け止めていただいているのかなと思っております。

また、何に期待しているかというところだと、先ほど申し上げたとおり、やはり利用料のお支払いが難しいという方も実際にいらっしゃるというところがございます。また、このA登録の、支払いは今口座引き落としで行っていることを申し上げましたが、口座引き落としの登録の際に、保護者の方に銀行に行って手続をしていただいているような状況になっております。例えば口座の変更をしたいというようなことがあった場合は、再度銀行に変更の手続を取りに行くと。そういった裏側にある様々な保護者の方の負担というのもございますので、そちらも併せて削減できているのかなと考えております。

○田中委員

すみません、繰り返しになってしまうのですが、削減効果を感じ取っていただくという部分で言うと、月額250円はもちろんありがたいことではあるのですが、例えば3,000円とか4,000円という金額を、もう少し併せて削減するという、その検討はなかったのでしょうか。これは現実的に3,000円、4,000円を削減するのは、現状としては難しいという状況なのでしょうか。そこだけ最後に確認したいと思います。

○藤村子ども育成課長

こちらは6時までの料金と7時までの料金を下げる検討がなかったのかというご質問でございます。先ほども申し上げたところなのですが、現状、このB登録、C登録というところの料金設定を落としたという場合だと、例えば、利用者が極端に増えてしまって、現状すまいるスクールのスペースがなかなか確保できていないという状況ですとか、人員の配置というところだと、様々な面を総合的に検討して、現状ではA登録の無償化のみという形で結論づけたところでございます。

○田中委員

すみません、最後に。堂々巡りになってしまうのであれですが、意見として言うと、利用者が増えるということは喜ばれるということであって、250円の削減で喜ばれる部分ももちろんあると思います。3,000円、4,000円の引下げも、今のスペースで受入れられる範囲を超える、利用者が増えるという、ある意味うれしい悲鳴だと思います。利用者は増やさないけれども、無償化はうたいたい。だから、250円だけ減らす。でも利用者をあまりにも増やし過ぎると今の体制が整えられないから、3,000円、4,000円はそのままというようにしか、ちょっとごめんなさい、今は受け止められないのです。全体を通して言うと、月額250円を無料にすること、負担を軽減することにつながる取組には、よしといたします。

○藤村子ども育成課長

利用者が増えてほしくないという観点で受け取られたということですが、利用者が増えてほしくないということではなくて、あくまですまいるスクールの今の運営の質の担保というところに重点を置いての判断ということでご理解いただければと思います。

○こんの委員長

ほかにごありますか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

これは予算にも関わる話なので予算特別委員会との兼ね合いもあるのですけれども、プレス発表を拝見すると、無償化による影響額が1,500万円という形で出ています。今回A登録が月額ゼロ円になったことで、250円からゼロ円になるお子さんの数というのは、どれぐらいなのか。先ほど田中委員との質疑の中で、恩恵を受ける世帯があるということでしたけれども、何人ぐらいいらっしゃるのかというところで、まず、それが一つ。

あと、今回1か月のうちで1日も使用しなかった場合について。5時から6時までと7時までの利用料3,000円と4,000円に関しては、今まで1度も利用していなくても徴収をしていた、それが条例に位置づけられていたということに関して、たしかコロナの時期にもそういった議論があったと思います。それは取っていいのというところですね。そこについて、先ほど質の担保という話もありましたけれども、何故利用料を取っていたのか、1日も使用しないのに何千円も取っていたのか。今回それが、1日も利用しなければ取らないよ、徴収しませんよということに変わった、何て言うのですか、論理展開というか、考え方の変化というか、そこについてもう少し教えてください。

それと前提として、現段階で1か月のうちに1日も延長しない方、これはちょっとどういう形で表現していいのかわからないのですけれども、何%ぐらいいらっしゃるのか。つまり、申し込まれていて、3,000円、4,000円をただ払っていた方というのは、どれぐらいいらっしゃるのか、何か数字があるのであれば教えてください。

○藤村子ども育成課長

何点かご質問いただきましたが、まず今回の無償化で恩恵を受ける方というところですが、大体今、すまいるスクールにご登録されている方というのが1万人ぐらいいらっしゃいます。約1万人です。そのうちの7割ぐらいの方がA登録、今の無償化対象の部分になりますので、7割ぐらいの方が恩恵を受ける可能性がある方というところがございます。

また、今の参加状況なのですけれども、1万人ご登録いただいて、大体3,500人がご利用いただいているというような状況になっております。大体、全体の35%ぐらいの方が登録して利用しているというような形になっております。こちらの方々からは利用料をいただいているという形になっております。

また、今回の条例改正で利用料の徴収に係る取扱いの変更を行うというところですが、今まで利用されていない方からお金をいただいていたかというところなのですが、お話があったとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際に、感染拡大防止のためということで、すまいるスクールの利用はお控えくださいというようなご案内をしていた時期がございました。お控えくださいと、こちらからご案内している上で料金を取るのとは妥当ではないというところで、条例の中に、特に事情がある場合という条項に従って特別にコロナの期間は減免するというような形の体制を取ってございました。ですので、コロナの期間については、利用のない方からは利用料を徴収していないような形になっております。

こういった運用ですが、こちらは年度更新しております、現在まで続いている形になっておりますので、仮にこれを本来の正規の運用に戻した場合、ほとんどの方が、そもそもこの条例本則に従った対応を取って料金徴収されていない方になりますので、ご負担が生じてしまうというような観点にどうしてもつながってしまいます。

ですので、今回の条例改正を機に、こういった料金の本則のほうも変更していこうということでの改

正となっております。

○あくつ委員

ありがとうございます。

品川区が、我が国に冠たるすまいるスクールにおいて、7,000人の方が、250円が無償化になるということで、非常に大きな影響があるのかなと思いました。また、6時までとか7時までの方についても、そういった例外的運用だったものも、これからはしっかりと位置付けられるということで、区民にとっては恩恵があると思いました。理解いたしました。

○こんの委員長

ほかに、ございますでしょうか。

○田中委員

すみません。ちょっと先ほど言葉足らずのところがあったのですが、月額250円ということの意味合いとして、逆に250円で運営できていたことの一定の評価は、私は当然しないといけないと思っていて、ちょっとそこは先ほどの発言の中で抜けておりましたので、改めてお伝えをさせていただいた上で、さらなる負担軽減につなげていただけるように、ぜひお願いをしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。

先ほど口座引き落としの際に、保護者が銀行に行っているというお話がありまして、保護者負担もそうなのですけれども、振り込みの確認を迫りかける事務負担も軽減されるのではないかなと思いました。

すまいるスクール登録は、A登録が7割ですので、B登録からがくっと減るイメージなのかなと思います。もともと1年生の多くがまずA登録で登録するというイメージがある中で、実際の利用率は学校によると思いますし、登録はしているけれども行っていないというような子もいると思うのですが、実際無料になったことで、利用数がどのように変わっていくと想定しておられるのか伺いたいと思っています。

何人来るか想定できない中で、職員の配置に無理は生じてしまわないのかなというのを心配しておりますので、その点も伺えればと思います。

○藤村子ども育成課長

2点ご質問いただきました。

無償化による利用者の増加ということなのですが、今現在、メインのユーザー層の1年生から3年生については、現在、登録率がもう9割ぐらいに達している状態になっておりますので、今の登録数が仮に若干延びたとしても、これが極端に参加率に反映されるという形にはならないのではないかなと見込んでおります。

ですので、職員負担として、若干1年生の子どもというのが、4月、5月、最初の時期に増えてしまうというところはあると思うのですが、そちらについては、現状の人員、5時までのところになりますので、対応できるものかなと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。

まさに春にお教室がパンクする学校のことを心配しておりましたので、そこはご対応をお願いしたい

と思います。子育てしやすい品川というのを表す、全員入れるというこのスタイルを本当に早期から行っていますので、他区に比べて抜きん出ているところだと思っております大変保護者の皆様にも喜ばれる取組なのではないかなと思います。よろしくお願ひします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

料金のほうは承知しました。

けがをしたときとかのお話について、学校生活の保障制度と別に、すまいるスクール保障制度があると思うのですけれども、現行はどういうふうになっているのか、これは250円を取らないことによって、変更がないのか。

○藤村子ども育成課長

けがをした際とか、物損があった場合の保険というところなのですけれども、こちらについてもすまいるスクールで学校のものとは別に保険加入しております、そちらで対応している形です。

また、こちらの利用料からご負担という観点ではなくて、以前は保険料を別枠ですまいるスクールのご利用の方にいただいていたのですけれども、今は全体の中で、区のほうで負担させていただいているような形で保険運用になっております。

○高橋（し）委員

ということは、この250円の中からではないので、利用負担しない方も、今までどおりすまいるスクール保障制度を受けることができるということによろしいですか。それは、延長した7時までご利用される方も保障制度が適用されるか確認させてください。

○藤村子ども育成課長

引き続き保険の適用範囲になるということ、また6時、7時の方までも同様の条件ということで、保険の対象になっております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第19号議案、品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成します。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより第19号議案、品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第20号議案、品川区子どもの未来応援基金条例

○こんの委員長

次に、(2)第20号議案、品川区子どもの未来応援基金条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第20号議案、品川区子どもの未来応援基金条例についてご説明させていただきます。

まず1番です。初めに、本基金の設置の目的についてでございます。区では、地域全体で、社会全体で、子ども・若者、子育て世帯を支え、将来にわたり子どもの幸せが持続する社会の実現を目指しているところです。そういった事業の財源確保と子ども施策のさらなる推進を目指すことを目的に、当基金を設置するものでございます。

2番、基金の額でございます。こちらにつきましては、令和6年度の最終補正で25億円を積み立て、令和7年度当初予算で約6,600万円を積み立てるような形で考えているところです。

3番、当資金の使途といたしましては、大学生の奨学金、食と学習支援、ヤングケアラー・ひきこもり支援など、制度や分野のはざままで生じている諸課題に対して、年間1億9,300万円を充当するような計画になってございます。また、基金残高の一部については、債権等により運営を見込んでいるところでございます。

4番、予算上の措置といたしましては、地方自治法第222条第1項の規定に従い、基金設置前に予算を確保した上で、本条例を公布、施行してまいります。

なお、最後のその他のところになりますが、本条例の制定に伴い、品川区奨学金貸付基金条例は、廃止するというような形で検討しているところです。

私からの説明は以上になります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。幾つか伺っていきます。

今回この基金の額というところで、この説明資料だと、これも本会議等でご説明がありましたとおり、寄附遺贈で、25億円が補正予算で出ています。その他、積立額①、②、③とあって、これを全部積み上げると1億3,200万円、計算が間違っていたらごめんなさい、1億3,200万円。ただし、令和7年度については、年間1億9,300万円程度を充当すると、その下の説明にある。差額については、今年是一般財源で積むということによろしいでしょうか。それとも基金から出すということなのでしょうか、確認をさせてください。

それと、今回、基金残高の一部は債権等による運用、運用益は特定財源として活用するというので、基金を運用すると先ほどのご説明でもありました。今回の条例議案のほうを拝見すると、そのような内容が書いてあるのですけれども、この運用というのは、第3条、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。第4条では、基金の運用から生じる収入は云々とありますけれども、この運用というのは、これは所管課が行うのですか。どういったものに投資というか、運用というか、そういったものをするというものは、今子ども育成課からご説明ありましたけれども、これはどなたが行うのか、ちょっと会派のほうからも確認がありましたので確認をさせてください。

それと、文言のところで、ちょっとごめんなさい、何というのですか、重箱の隅をつつくような言い方かもしれないのですけれども、「制度のはざままで生じている諸課題に対応する事業」という表現になっているのですが、ここでおっしゃっている大学生奨学金、食・学習支援。大学生の奨学金はそもそも今品川区にはなかった。ただ国としては、学生支援機構等が行っているということで、制度としてはしっかりある。食と学習支援とかヤングケアラー・ひきこもり支援というのは、これは、おそらく国や東京都の財源から補助金等、助成金等を引っ張ってきている。使うものがあるから、制度としてはそもそもあるのかなと。こういうところで、制度や分野のはざままで生じている諸課題というのは、どういう認識で区としては捉えていらっしゃるのかというところを、この文言のところを教えてください。

それと、一番下の基金イメージのポンチ絵のところに、体験格差の解消と書いてあります。これは説明の中では特にはなかったのですけれども、体験格差の解消、一般的な子どもの貧困等のイメージでディズニーランドに行ったことがありませんよとか、家族で旅行に行ったことがほぼありませんとか、そういったところで何か支援をするということを想定されているのか、区の制度で学習支援等はありませんけれども、こういった体験のことをイメージされているのか、その辺りを教えてください。

○藤村子ども育成課長

まず、何点かご質問いただいたところですが、今回、積立額については、資料のほうで示しておりますけれども、当初の積立額は、令和6年度最終補正で25億円、令和7年度当初予算による積立額、約6,600万円。下に書いてある4,100万円、2,000万円、500万円の合計が6,600万円になりましたので、こちらと合計で1億3,200万円とおっしゃられたと思うのですが、こちらは6,600万円になります。

今回1億9,300万円程度を充当するというのは、基金から充当するような形で想定しているものです。

また、基金の運用を誰がしていくかというところですが、こちらはその他の基金の運用と同様、会計管理室のほうで運用していただくことを考えております。

この制度のはざままで生じる諸課題についてですけれども、例えば、今こちらで記載させていただいて

いる食と学習支援というところで申し上げます。現在、区で行っている学習支援は、大まかに言うと生活困窮者の方、もしくは、ひとり親家庭の方が対象の学習支援となっております。こちらについては、所得制限を設けずに学習支援をやっていこうというものでございますので、そういった所得とか、生まれた境遇の状況に関わらず、基礎的なサービス、区の支援を受けられるという観点から、制度、分野のはざまというような表現を申し上げているところです。また、孤独、孤立ですとか、そういった幅広い分野をカバーするための文言でもございます。

また、体験格差の解消の想定をというようなお話がございましたが、こちらの食・学習支援というところもそうですし、例えばひきこもり支援というところだと、今、子ども若者応援フリースペースのほうで、例えばプログラミング体験ということで、民間の企業のほうに利用者が訪問して、プログラミングを体験するという将来の夢を描くというようなものもございます。そういったところも含めて、体験格差の解消というように表現になっております。

○あくつ委員

ありがとうございました。

すみません、予算とか基金について、私は勘違いをしていた部分がありました。ご指摘いただきまして、ありがとうございました。

これも予算の話になってしまうのですけれども、その下の説明のところに、「令和7年度については年間1億9,300万円程度を充当する」とあります。令和7年度は、約2億円弱を充当するということですが、これは毎年、そのとき、そのときの、さっきおっしゃっておられた制度のはざまと捉えられるようなところ、新規事業に対して、機能的にこの基金を活用していくというところでのいいのかどうか。要するに額が毎年変わりますよと。これについては、変わるということでの理解でいいのかというところを確認させてください。

○藤村子ども育成課長

こちらの来年度の充当額というところですが、例えば、大学生奨学金のほうの活用で見込んでおりますので、来年度、同じ人数が大学生奨学金で必要になってきた場合とすると、大体6,000万円伸びるかなというような数字はございますが、その他のところについては、おっしゃられたとおり、機能的に活用するところで、再来年度予算の中で考えていく形になります。

○あくつ委員

ありがとうございました。

最後に1点だけ。今回、品川区奨学金貸付基金条例は廃止をすることになっていて、いわゆる高校生向けの今の返済免除型というのですか、返還免除型の奨学金の貸し付け、これも議会のほうで、私どももかなり要望させていただいて、もう運用されてから何年になるのですかね、結構たちますけれども、これについては、あくまで貸付事業であるということかと思えます。いわゆる大学生の奨学金は無償化で、これから始まるということ。いわゆる試験等を課さない形で面接等を行うということですね。年間100人程度ということになっておりますが、高校生向けのものについては、あくまで貸付けであって、基本的には返済が必要なもの、実際に返済しているかどうかは別として。そういったものについては、やはり、この基金を活用していただきたい。この制度の整合性等、また趣旨を見たときに、こちらについても高校生、高専とかも入っていましたね。こうしたものについても、ぜひ今後検討していくべきではないか。貸付けではなくて、当初から我々は給付型、渡し切り型ということを主張しておりましたが、議会からも様々な意見があって、現在の形になりました。今後検討が必要だと思いますけれども、

この辺りのお考えがあれば教えてください。

○飛田子育て応援課長

現在、高校生に貸し付けを行う制度は、応援資金ということで、返済免除でやらせていただいております。現在、返済免除にしているのは、自分は借りているのだ、でも自分が頑張れば返す必要がないのだ、そういうところを高校生ながら意識して頑張ってもらいたい、そういう意味で位置づけてやっているところです。大体今のところ、高校生の皆さんは頑張っていますので、ほとんどの方が返済免除ということですので。そういうところでも高校生の背中を後押ししたいという気持ちもありますので、また、その辺については委員がおっしゃったとおり、今後課題になるかなと思います。今のところはそういう考えでおります。

○あくつ委員

ありがとうございました。

ご答弁、一定程度は理解できますけれども、高校生には頑張れば返済できるのだという意識を持ってもらうことも大事だ。ただし、大学生は、そういった意識を持たずにというところでの整合性の話をしているのですけれども、それについてはこれからの課題ということで、庁内でも、庁内というかご検討があると思うので、それについては今後にしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

大前提で、私自身の認識がどうも間違っているように感じてきているのですけれども、区長の予算案の提案の中で、大学奨学金は返さなくていい、渡しきりのものにすると。そうするに当たって、既存の貸付型の奨学金を廃止して、渡しきりのものになる。ですので、品川区奨学金貸付基金を廃止すると理解をしていたのですけれども、大学生に対しては渡しきりになるけれども、大学生未満というか、高校生に対しては、引き続き貸付型の奨学金制度は残すと、そういう前提のもとで今回の品川区子どもの未来応援基金条例が提案されているということでしょうか。

すみません、大前提を教えてください。

○飛田子育て応援課長

今の高校生の在学応援資金につきましては、継続で行っていくという考えでございます。

○田中委員

分かりました。では、大学生の奨学金として、渡しきりの分を新たに創設するというようなことなのだろうと思います。

では、今回の基金に関して言うと、補正予算で25億円を積んで、その先、当初予算で見込みとして6,600万円なのですが、そのうちの例えばガバメント・クラウドファンディングとか、見込みでこういう金額が出ておりますが、見込みに達しなかった場合、あるいは逆にそれ以上だった場合の対応について、不足分は今もお話があったかもしれないのですが、一般会計からどうしても入れざるを得ないだろうと思うのですが、その部分のことと、その運用については、直接ご担当ではないということですのでありますけれども、確実性というのと有利性というのは相反することです。私も当時おりましたが、かつてアルゼンチン債などで大問題が起きたことがあったので、そこら辺は当然、このことも踏まえて、対応いただけるものと確信をしておりますが、そこに対する思いをお聞かせいただきたいと思います。

そうすると、ここの基金からは大学奨学金は出てこないということですか。ここのイメージ図の「子ども

も・若者のウェルビーイングの向上」の中には、基金のことがちょっと触れられていないので、逆にそういう認識を持ってしまったところもあるのですが、イメージとしては、高校生以下の部分はまだ残るということでもいいのでしょうか。お願いします。

○藤村子ども育成課長

何点かご質問いただきました。

まず、寄附金等が見込みに達しなかった場合というところですねけれども、現状、子育て応援課のほうで、実施しております、ガバメント・クラウドファンディングでは、見込み以上の金額というのが集まっているような現況がございます。そちらについては鋭意達成できるように今の段階では努力していると考えております。

また、運用に関する確実性と有利性が相反するというお話がございましたが、現状ですと、そういった過去にあったような外国債券での運用というものは、会計管理室のほうでしていないように聞いております。あくまで元本を確保できる、元本確保の有利性の高いものというところへの運用で検討してまいるかと思っておりますので、そちらについては、ご懸念の必要はないかなと思っております。

また、イメージとして、こちらの図がちょっと分かりにくくて申し訳ございません。今回の品川区子どもの未来応援基金に関しましては、上に記載がございますけれども、大学生奨学金のほうもこちらの基金のほうから支出する形で検討しているところでございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○高橋（し）委員

答えていただける範囲でいいのですが、総務委員会のほうで議案になっている国際交流推進基金についてなのですが、それとのすみ分けというのは、どこでどういうふう調整されるのか。ちょっと令和7年度の話になってしまって申し訳ないのですが、中高生が海外に行くということ、それもまた子どもの未来を応援するものだと思うのです。それは国際交流のほうに入っているのですが、ちょっと関心があるので、答えられる範囲で、どのような調整をされるのか教えていただけないでしょうか。

○藤村子ども育成課長

総務委員会のほうに今回ご提案させていただいている国際交流基金との関連でございます。こちらの資料でお示ししておりますが、今回子どもの未来応援基金のほうは、制度や分野のはざままで生じる諸課題に対してというところが主眼になっておりますので、そういったところの観点から、海外留学とか、そういった国際交流基金とのすみ分けというところは、事業の内容自体で判断していくべきかなと考えております。

○高橋（し）委員

それこそ国際交流推進基金と、この基金とのはざままで課長ができるように、こちらで調整していくのもいいのではないかなと思います。国際交流というのは、海外に行くことだけではなくて、中高生とか国内で交流することも可能なわけですね。そういうのに対して、国際だから、あちらなのか、こちらなのかというのは調整していただきたいと思うのです。そういったところでも活用していただければいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長

国内での交流事業などにおける活用というところで、例えば今、平和基金というのがございまして、そちらの利子を活用して、長崎、広島の方に子どもたちを派遣する際の費用に充当するとか、そういったものもあるかと思えます。こちらの基金のすみ分けについては、今後どういった事業を行っていくかというところもございまして、事業の実施の際には、両課のほうで調整できる方法を研究していきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本副委員長

私から質問させていただきます。

まず、今回の品川区子どもの未来応援基金の設立は、地域全体で子どもや子育て世帯を支える大変意義深い取組だと思っております。この制度のはざまにある課題に対して柔軟に対応できるという有効な仕組みであると思っております。

また、このガバメント・クラウドファンディングや一般寄附が活用されるということで、市民や企業の善意が直接子どもたちの未来を支えるということも、大変な意義があることと思っておりますし、寄附をしてくださる区民の皆様には感謝しかないというところでございます。

この基金をどう有効に活用していくかということがすごく大事だと感じている次第です。経緯のところでお伺いしたいのですが、大学生の奨学金というものは、去年の早い時点で報道とかで知るところだったのですけれども、この基金の設立、ご寄附があると先に分かっていた上での話だったのか、それとも後からこういう区民の方からのご寄附があって、そこに合わせてきたというところなのか、経緯についてお聞かせください。

○藤村子ども育成課長

おそらく基金の設立というか、構想のきっかけというところかと思えます。こちらにつきましては、今、こども政策というのを国で推進しているところもございまして、こども基本法ですとか、一昨年末ですか、こども大綱が国から示されたというところもございまして、区のほうでも今年度、こども計画の策定を進めているところでございます。また、昨年10月1日から児童相談所が設置されたというところもございまして、こども計画、令和7年4月1日スタートですけれども、そういった子ども施策を全体として推進していくのだと。子育て世帯を全体で支えていくという姿勢を指し示すために、品川区子どもの未来応援基金というものを作っていこうと当初から検討しておりました。そちらに際し、こういった寄附のお話をいただいて、積み立てるというような流れになったところでございます。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。

今のご説明で理解したのは、基金の構想自体はもともとあって、大学生奨学金などに使えたらいいなとかという話もあった。この25億円の遺贈というのは、その後から結果として入ったというようなことで理解しました。もし違っていたら、おっしゃっていただければと思います。

こういった寄附によって様々な施策が前に進むというのはすごくいいことだと思いますので、ぜひ有効にご活用いただきたいと思っております。ほかの委員の方からもお話がありましたけれども、何にどれだけ使っていくか、翌々年度以降については考えられるところだと思いますが、このはざまにある事業にどう資金を使っていくかという意思決定について、誰がどういうふうに判断していくか、お金

が25億円ある中で、どれぐらいその年度に取り崩すかみたいなところの考えを誰が考えるか、もしくはガイドラインを作っていくのかというところの考えがあれば、教えていただければと思います。

○藤村子ども育成課長

まず、基金の趣旨として、先ほど副委員長がおっしゃったとおりで間違いのないと思います。こちらの基金を有効活用していこうというところは言うまでもないところでございまして、運用等というのを先ほど申し上げたところでございます。

また、何にどれだけ充当していくかということにつきましては、来年度予算に関しましては、1億9,300万円という数字を出させていただいているのですけれども、再来年につきましては、区全体で検討いたしまして、それを議会に諮り、意思決定していくというような形の通常の流れでやらせていただきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、(2)第20号議案、品川区子どもの未来応援基金条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋(し)委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより(2)第20号議案、品川区子どもの未来応援基金条例について採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより文教委員会を再開いたします。

(3) 第21号議案 品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

○こんの委員長

予定表の順番を入れ替えて、(3)第21号議案、品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○金子一時保護担当課長

それでは、私より第21号議案、品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例について説明させていただきます。

資料は、朝、差し替えさせていただきました。差替資料をご参照ください。

項番1、制定の理由でございます。令和6年4月1日の児童福祉法改正に伴いまして、一時保護施設の設備および運営に関する基準を児童相談所設置自治体が定めることが義務づけられ、品川区においても同基準を定める必要があるため、現在適用されております、令和6年度内閣府令第27号、これは国の基準になりますけれども、この国の基準と同水準の基準を条例で定めるということでございます。

項番2、一時保護施設の概要でございます。一時保護は、児童福祉法第33条の規定に基づき、児童相談所長が必要と認める場合において、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図る（緊急保護）のため、または、子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況を把握（アセスメント）するため、子どもを一時的に保護する施設であります。児童相談所には、必要に応じ設置しなければならないということでございます。

条例案については、別紙をご参照ください。

項番4、施行の期日でございますが、令和7年4月1日を施行日としたいと思っております。

説明は以上になります。よろしく願います。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。内閣府の内閣府令に基づく基準と同水準の条例を定めるということで、それに対しては全く異論はないのですけれども、昨年8月に、私どもが児童相談所をこの委員会で視察をさせていただきました。その際質疑をさせていただいた中に、これもちょっとそのときもご指摘を後で受けたので、言葉を選ばないと難しいのですが、中の施設を特定できるようなことを言うてはいけないということで、そのとおりだなと思ったのですが、説明いただいたこの一時保護施設の概要ということで、これは一時保護施設に該当するのか児童相談所本体に該当するのか。私分らないのですけれども、この中に、子どもの心身や置かれている状況、その他の状況をアセスメントするために、子どもを一時的に保護する。この施設の最低基準、目的として、「明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、かつ、安全な生活を送ることを保障する」ことを掲げてあります。

施設の方にご案内をいただいたとき、夏場、我々が伺ったのは8月で、非常に暑い日でしたけれども、一部、やはりエアコン、換気のところでの課題があるという、そういうお話を伺って、私もその施設を拝見したときに、これはちょっと大変だろうなと感じました。直射日光が当たると、非常にその部分が熱くなるというような職員の方のご説明もありました。それが最低基準というところにかかるのかどうかはともかくとして、そのとき、私が委員会で発言したのは、非常に大事な施設なので、改善をすべきではないでしょうかということ意見を意見として申し上げました。これからまた暑い夏がまいりますけれども、ここで言う最低基準、これは一時保護所についてですけれども、そういった施設の改善が図られたのかどうかお伺いしたい。

○金子一時保護担当課長

実際、児童相談所は10月から開所しておりますが、それ以前も、都のほうからの委託を受けて運営を始めておりました。建物に関しては、実は運営を始めてから、様々なところの改修等を実施しています。もともといろいろな、安全面などを想定して造っているわけですがけれども、実際に運営してみると、例えば子どもが想定を超えるような行動を実際に起こしたりしまして、窓の小さな隙間しか開かない換気の窓を、子どもがベランダに出てみたいみたいな気持ちから、そこを開けようとしてしまうのか、そういったことがありました。きちんと子どもの安全上、補強が完全ではなかったということが逆に分かったことになるのですけれども、そういった様々な箇所に関して、日々、補修であるとかあるいは改善を図る必要があるということがありまして、今現在も本当にそういったところを適宜、管理のほうとも相談をしながら改修を図ったりしているところでございます。

温度の設定に関しては、夏の暑いところ、これは恐らく屋内運動場がちょっと暑かったということなのかと思うのですけれども、エアコンについて、大きく何か補修をとすることは現状いたしてないと思います。ただ、今申し上げたように、様々な箇所に関して、適宜、補修・改修、それから改善を図ることを実施しています。

説明は以上になります。

○あくつ委員

今回の条例が、内閣府令に合わせるという形で整備されるという理解したのですけれども、これが生かされていないのではという意味でご質問をさせていただきました。私が昨年申し上げたもの以外にも、様々な当然それは運用していけば、想定していた以外のものもたくさん出てくると思いますし、それもこれから補修を考えていらっしゃると思います。あとは先ほど申し上げたところ。気候変動で、非常に今は暑いですし、ここでおっしゃっているところ、これは一時保護所の保護施設ですけれども、心身ともに健やかに、そして明るく衛生的に安全な生活を送るという点では、まさに先ほどおっしゃった環境の面もそうなのですけれども、エアコンというか、暑さ寒さ。特にこの暑さというのは非常に健康に影響します。そのときに私が申し上げたのは、つくったばかりで補正というのはいろいろあるのかもしれませんが、速やかに補正等を計上、早急に改善をすべきではないかということをお願いしました。

釈迦に説法で申し訳ないのですけれども、せっかくこうやって条例を設置をするのであれば、そういった意見もしっかり生かしていただきたい。我々も初めて見させていただいたときにそういうお話も伺ったので、これはぜひ改善していただきたい。そういった補正が出てくれば議会は当然それは賛成、反対すべきものじゃないから、当然それは認める方向になると思いますというようなことも申し上げましたけれども、ぜひそういったこともご参考にいただければと思います。

あと、先ほど施設の名前が出ていましたが、前回、私は終わった後に施設の名称を言うてはいけな

ということでご指摘を受けたので、私はあえて申し上げませんでした。先ほど答弁の中にもそういったご指摘があったのですけれども、その指摘があったのですが大丈夫なのかと心配ですけれども、私からは以上です。

○こんの委員長

ほかに。

○金子一時保護担当課長

ありがとうございます。先ほどのとおり、いろいろな改修の箇所が幾つか挙がっているという中で、実は今年度の途中でも、具体的には、例えば子どもが窓から物を外に投げてしまうみたいなことがありまして、窓から投げた物が外に行かないような形で、環境の調整を図ったものがございました。やはり安全面とか、そういった部分での優先度を図りながら、改修、改善等を図っているところでございます。今のご指摘につきましても、きちんと受け止めまして、また改善を図っていきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第21号議案、品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

はい、賛成します。

○あくつ委員

はい、賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

はい、賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより第21号議案、品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

(1) 令和7年請願第1号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願

○こんの委員長

次に、次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

(1) 令和7年請願第1号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を議題に供します。

まず、本請願初めての審査でありますので、先に朗読をお願いいたします。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

それでは、私から本請願についてご説明させていただきます。

初めに、請願項目1の自治体の保育責任と公立保育園の存続についてでございます。

区では、自治体としての保育責任を果たすため、全ての子どもたちに質の高い保育を提供することを最重要課題と位置づけております。この責任を全うするため、公立・私立を問わず、区内全ての保育施設の充実と運営上の適切な支援、指導に努めております。

この方針にのっとり、区立保育園については、現在、策定作業中の品川区子ども計画に基づき、区内各地区の保育需要の見込みや施設の老朽化度等を総合的に考慮し、統合を含めた再整備を推進いたします。私立保育園については、引き続き開設支援を実施するとともに、区立保育園との連携強化を図ります。これらの取組を通じて、区全体の保育の質の向上を実現し、自治体としての保育責任を確実に果たしてまいります。

続いて、請願項目2についてでございます。

区は、保育士の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給しております。各事業者から実績報告を提出いただき、保育士の賃金改善を確認しております。各園の取組状況により違いはございますが、処遇改善等加算については、国制度全体として、平成25年に比べ23%増の給与改善が図られております。

加えて、区は東京都キャリアアップ補助を活用し、さらなる処遇改善を図るとともに、宿舍借り上げ支援事業を実施することで、福利厚生についても強化しているところでございます。今後も国や東京都等の動向を注視しながら、適切に保育士の処遇改善に努めてまいります。

最後に請願項目3についてです。

乳児の定員割れによって生じる減収に係る補助でございますが、現在実施の予定はございません。しかし、事業者に対する経営支援は重要なテーマであると認識しており、様々な施策を実施しております。

例えば空き定員を活用した未就園児定期預かり事業を令和5年度より実施しております。本年度は、事業のさらなる拡大と経営支援を強化するために、補助対象経費と補助額を引き上げて実施しております。さらに、空き定員を利用しての一時保育についても、国の3倍以上の補助単価で補助を実施するなど、経営支援に向けた事業を行っております。今後も新たに発生する保育ニーズに対応した事業などの実施を通じて、事業者の経営支援を行っていきたくと考えております。

私からの説明は以上です。

○こんの委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

○西村委員

説明いただきまして、ありがとうございます。区の現状なども伺っていきたく思っているのですが、区内の団体がとってくださっているアンケートなどを拝見させていただくと、やはり保育園全体的に入りやすくなってきているという状況があります。一方でゼロ歳で絶対に仕事に復帰しなければならないとか、したいという方のニーズが減っているという実感が私の中にもあります。そこには企業の理解が進み、様々時代背景も変わってきて、品川区は本当に待機児童対策に相当力を入れてやってくださっていると思っていますので、そのような背景があるのではないかと個人的には思っています。

その中で、1歳児で入園を希望する方が、逆に今度集中してきてしまって、なかなか入れないと。そのような状況で何か区が対策をとっていることが、現状があるのかどうかを伺いたく思います。まずはその点だけお聞かせください。

○芝野保育入園調整課長

ゼロ歳児のニーズが少し減っているが、1歳児はやはりちょっと入りづらいという事情があるというようなお質問でございます。今、最新の入園の申込み状況がまとまってきておりますのでご説明させていただきますのですが、1次まで、入園のほうの状況、発表が出ておまして、ゼロ歳児が、申請者が742名、内定が692名ということで、不承諾が50名。1歳児は、申請が1,084名で内定が836名ということで、不承諾が248名ということでありまして、やはり1歳児は、かなりまだご希望どおり入るといのはなかなか難しいかなと。

一方、入園が決まっている数、空き状況で言いますと、去年とそれほど大きくは変わってないという状況ですので、地域性とかいろいろなところが影響してくると思うのですが、うまくマッチングさせながら、1歳児の入園をできるだけ促進していきたく思っております。

空き状況のほうは、今のところまだありますので、引き続き第2次入園の申請を今、まとめているところですので、こちらのほうで、できるだけ1歳児に入っていただきたい、調整させていただきたいと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。例えば新規園などで、ゼロ歳をもう受け入れずに、1歳から受け入れていくというような園も増えているのではないかと考えていて、そのあたりの区内の状況を伺いたく思っています。保護者の気持ちで考えれば、1歳から確実に入れるということが分かれば、ゼロ歳では仕事に復帰しないというような心情もあるのではないかと考えていて、今の1歳から入れる園の状況が分かれば教えてください。

○芝野保育入園調整課長

1歳児から園に入るという状況ということなのですが、区立園の場合は、ゼロ歳児を受け入れずに1歳からという園が複数園あります。私立園もそういうような動きが今出ておまして、実際に今度、令和8年4月ですか、大崎地区の方で新規園のほうを、開園する予定なのですが、そちらでは1歳児から受け入れ、ゼロ歳児は受け入れないという形でして、時代的にやはりゼロ歳より1歳児ということで受け入れのほうシフトしてきております。その辺も私立の事業者と、開設を希望される事業者ともよく話をしまして、ニーズに合ったような保育施策を推進していきたく考えております。

○西村委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。せらく委員。

○せらく委員

ありがとうございます。この請願の中の3番のところについてお聞きしたいのですが、定員定額制補助というのは、品川区では実施しておらず、予定もしていないということだったので、東京の中で、他の自治体で取り入れているものが、把握されているものがあれば教えていただきたいと思います。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

空き定員に対する補助の他区の実施状況でございますが、調査等々を行ったことはございませんので、正確な情報は分かりませんが、ほかの自治体で複数区実施しているということは把握してございます。

○せらく委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じ部分で、ゼロ歳児が定員割れすると、児童1人に対して公定価格で、園の施設の補助が出るということで認識が合ってますでしょうか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

区でお支払いする運営費は公定価格に基づいてお支払いしておりますが、公定価格というものが、児童1人当たりに対して補助額が決まっております、それを積み上げて運営費を支払う仕組みとなっております。

○せらく委員

はい、分かりました。理解できました。ありがとうございます。

そうすると、定員が割れている4月時点と年度末で運営費の補助額が違って、しかし、保育士さんの確保というのが必要になってくるということだと思います。質問ではなく、感想です。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

1点だけ教えてください。先ほどご説明の中に、1番のところのご説明で、現在策定中の品川区こども計画に基づき、総合的に考慮し、当然、品川区としては、私立・公立問わず保育の質の向上を求めていく中で、再編を含めて検討しているというようなご説明がありました。ここで請願者が求めている公立保育園の在り方について、今後の考え方について、現段階での品川区の見解をいま一度、確認の意味で教えてください。

○芝野保育入園調整課長

子ども計画に基づく現在の再編の考え方でございますが、老朽化が進む施設の改修、改築や、行政資源、特に保育人材の有効活用のための区立保育園の再編というのは積極的に進めていかなければいけないという認識を持っております。ただし、現在策定中のこども計画の中で、最新の就学前人口は、令和7年以降、緩やかに増加するということが見込まれていますので、地域によっては保育園の新設が必要になるというような状況があることと、あと、令和8年4月よりスタートする子ども誰でも通園制度のほうで、新たな保育需要が創出される可能性があるということもございまして、引き続き今後の動向を注視しながら考えていきたいと考えておりますので、今の段階では具体的なものは出てないということでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。私からは、請願項目3のところの説明に関連して質問させていただきます。

説明の中で、私立保育園等の空き定員を活用した未就園児定期預かり事業を進めていて、それに対して支援をしているということでした。それを今拡大しているということでしたけれども、この登録をしている保育園の数や利用率等の状況について教えてください。

それから、利用者の方々の満足度とか、そういったアンケート等をとっているようでしたら、併せて教えてください。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

未就園児定期預かり事業についてのご質問にお答えいたします。

本年度25園でスタートいたしまして、その後、要望等が多かったので4園追加し、現在29園での実施をしております。利用された方の人数でございますが、本事業は、年度末までの利用の人数に応じて補助額をお支払いさせていただくものでございますので、現時点で実績というのをまだいただいてございません。正確な数値は分かりかねますが、利用に当たって、任意にはなりますが、アンケートをいただいてございます。そのアンケートは、10月時点で150名ほどの方からご回答いただいております。年度の最終までいきますと、約200名程度の方にはご利用いただけているのではないかとこのように考えてございます。

満足度についてでございますが、先ほどお話しいただきましたアンケートの回答を見ますと、まずお子さんが同年齢の友達ができて積極的にいろいろなことをするようになったという、我が子の成長をうれしく思うような親御さんの声を多数いただいているのと、ご自身が保育園というのを利用することによって自分の時間を持てたと、心の余裕ができたというようなご回答というのも多数いただいておりますので、非常に良い事業になっているのではないかとこのように認識しております。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。保育園の空き定員を活用してやっていただいております、利用が増えているということ。それから、満足度が高いということで理解をいたしました。不足していることに対して補助するという考え方もありますけれども、事業をしてもらうことで、利用者の方にも子育て支援につながるということで、いい取組であると思われました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第1号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

本日結論を出すで、不採択をお願いをしたいと思いますが、それぞれ理由を述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目の公立保育園の存続ですけれども、現状、国のほうでも物すごいスピードで新しい施策がどんどん出てくる中で、大変柔軟に対応しながらやっていると聞いています。子どもの数については、区内でも大変地域差がありまして、区立園は老朽化、統合も含めて整備を考えていかなければならないということは私も理解をしております。

2つ目の保育士の処遇改善ですけれども、やはり給与常体、手取り額を考えましても、都のキャリアアップ補助や宿舍の借り上げ事業も含めて支援をしているということを考えましても、平成25年に比べて25%改善しているということは一定の評価をさせていただきたいと思っております。

3つ目の乳児の定員割れですけれども、需要と供給がすごいスピードで変わっていております。ご説明いただきましたとおり、品川区独自のやり方でフォローしていただいていると思っておりますが、変化のスピードが大変速いものですから、引き続きスピードに対応できるように取り組んでいただきたいと思います。

以上の理由から、不採択とさせていただきます。

○あくつ委員

本日結論を出す、不採択をお願いします。

簡単に理由を述べます。先ほどの質疑でも確認させていただきましたが、請願項目の1番については、品川区こども計画の中でも検討されているということです。再編を積極的に推進していくというお話もありましたが、最近の傾向、就学前人口の変化等も含めて、今、何か決め打ちというか、方向性が決まったということではないと、よく分かります。公立保育園の存続ということで請願者の方は願われていますけれども、そういったことも含めて検討しているところだと思われまので、一つのことということでは、ちょっとなかなか難しい。

2つ目のところは、先ほどもありましたように、公定価格等の処遇改善も国でしっかりやっていると、宿舍の借り上げ等で、保育士の処遇改善に関してはここ数年、非常に力を入れているところで、ここでは、これはちょっと当たらないのかなど。

3点目ですけれども、こちらに対しても、民間企業、私立保育園に対する小規模のほうの方のことをおっしゃっていると思うのですけれども、経営の支援ということはされていらっしゃるということでございましたので、総合的に考えて、こちらのほうは不採択ということにさせていただきたいと思っております。

○山本副委員長

本日結論を出すので、不採択をお願いいたします。以下、その理由を述べます。

まず、全ての子どもたちが等しく大切にされて、健やかに成長できるということ、品川区が目指すことに対して、私も強く共感、賛同いたします。その上でなのですけれども、個々の請願内容についての考えを申し上げます。

まず、1つ目のところで、公立保育園の存続についてですけれども、ほかの委員の方からのご説明もあったとおり、保育の質を維持しながら、公立と私立による役割分担を進めているところでございます。その在り方を検討して進めていくところでございますので、これを公私で連携をしながら質を高めていくということが重要なのではないかと考えております。

2つ目の保育士の皆様の処遇改善については、これも他の委員の方からもありましたけれども、国が公定価格の引上げ等を進めていることと、区としても手当の充実など取り組んでいるところですが、現場の皆様の負担が依然として大きいことは認識しておりますので、今後も保育の質の向上とともに、さらなる環境整備が求められていると感じています。

3つ目のところですけれども、乳児の定員割れに対する補助については、先ほど質問させていただきました。未就園児定期預かり事業のような未就園児支援を拡充するなど、一律の補助ではなく、より実効性のある施策を検討していくことで、利用者の皆様にも喜ばれて、そして事業者の皆様にも事業の収支がよくなるということ、こういったことを今進めていращやる、これをぜひ広げていっていただきたいと思っている次第です。

以上の理由から、本請願の趣旨は共感するのですが、総合的に勘案して不採択とさせていただきます。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

各項目について理由を述べさせていただきますと、1番、公立保育園の存続については、先ほどから他の委員からもご意見があったように、時代の変化に合わせ、地域や子どもにとって、よりよい形を常に考えていくべきだと思うので、維新としては公立保育園をそのままの形で守るということは賛同できませんでした。

2番については、保育士の処遇改善というところは、区としても取り組まれているということで、国でも取り組まれているというふうにご説明いただきました。保育士は本当に大変過酷なお仕事であると思うので、官民の格差の解消というところは引き続き後押しをしていきたいと考えています。

3番については、定員割れの時期の減収ということなのですが、空き定員の活用というお話も説明いただきました。そういったところを活用していただきながら、定員定額制補助については、ほかの自治体についても勉強してみたいと考えております。

以上の理由から、本日はこういった判断になりました。

○高橋（し）委員

不採択でお願いします。

1番に公立保育園そのままという表現があるのですが、区のほうもこども計画等で公立の公的な保育園の役割の重要性は認識しているというような記述もありますから、その中で今後もしっかり考えていっていただければと思います。

それから、処遇改善については、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、様々な対応が現状なされているというところでは。

3番目については、先ほどご説明がありましたけれども、未就学児の預かりを活用したり、そのほかの施策も取り組んでいっているところだと思っておりますので、以上をもって不採択とさせていただきます。

○田中委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は、今後ますます少子化が進む中においての、品川区としての保育の責任。これは公立保育園だけではなく、公立・私立ともに資産を活用して、保育の充実に努めるべきだと思います。少子化の中においての役割分担をしっかりされている。引き続き公立としての役割、私立としての役割を果たし、その責任を果たしていけるものと私は思っています。また、保育士の処遇改善は国をあげて実施しており、また、区の加算等々も含め既にやっておりますということ。それから、乳児の定員割れに関しても、先ほど来、出ている未就園児の預かり、それぞれ様々施策を行っており、運営費を補助してということではなくて、事業運営の中でこういう課題を改善していくべきものだと思っておりますので、都合3点においては必要ないということで、不採択でお願いします。

○こんの委員長

それでは、本請願については、結論を出すとのことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和7年請願第1号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 令和7年陳情第8号、品川区小学校における議論型授業の導入を求める陳情

次に、(2) 令和7年陳情第8号、品川区小学校における議論型授業の導入を求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、陳情の要旨、「品川区の教育環境をさらに充実させるため、小学校教育において議論型授業を導入することを強く要望いたします」につきまして、議論型授業の具体的な提案として5項目いただいております。これらを踏まえて、市民科の現在の学習活動について説明いたします。

まず、提案1の地域課題をテーマにしたディスカッションについてです。地域課題をテーマにしたディスカッションでは、市民科の社会的判断、行動能力を育成する学習の中で、地域の課題について取り上げ、課題解決に向けて考え、議論する活動を行っています。

例えば三、四年生の、「自分たちでできること」という単元では、まちで困った体験について解決するための工夫や自分たちにできることについて話し合うとともに、ボランティア活動など、地域のための活動への参加を促しています。

次に、2の多様性と協調を学ぶロールプレイについてです。市民科の自他理解能力を育成する、五、六年生の障害のある方やお年寄りと接するという単元の学習で、疑似体験活動、ロールプレイを行うことで、多様性等を身につける学習を行っています。

次に、3のプレゼンテーションとディベートについてです。市民科の多くの学習単元で発表する場面を設けていますが、例えば企画表現能力を育成する、五、六年生の「発表会を開こう」という単元では、実際にプレゼンテーションのスキルを学んでいます。また、コミュニケーション能力を育成する、「賛

成・反対の立場をはっきりさせよう」という単元では、議論を通して論理的思考や批判的思考を身につけています。

次に、4の議論のルールとスキルの指導についてです。こちらは、先ほどのプレゼンテーションや議論する単元に関わりますが、授業の中で話し方と聞き方を学び、情報を正しく伝えるスキルについて学んでいます。

最後に、5の教師と子どもの協働的な対話についてです。市民科の一貫プラン等を通して、児童生徒が探究的な学習を進める中で、児童生徒が主体的、対話的な学びを行い、教員がファシリテーターを務める取組を進めているところです。

今後とも学習指導要領や、品川区立学校教育要領が示す探究的な学習や、主体的・対話的で深い学びを実践する中で、子どもたちの資質と能力の育成に努めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

全体的なところから伺いたいのですが、私も子育てをした経験から、こういったことは必要であろうと思います。品川区では、市民科を中心として積極的に取り入れられているというご説明でした。これは市民科に限らず、アクティブラーニングというような形で、対話型で行う授業など、ほかの普通の科目の授業の中においても、生徒同士が互いに教え合ったり、意見を述べたりするなどして、取り入れられている。これは国のほうの学習指導要領なのでしょうが、そういった形できちんと自分の意見を述べるとか、表現をするとか、そういったことが非常に大事だということで、今、そういう流れになっていると思います。

そういった流れになってから、数年時間が経っていると思うのです。センター長も教員でいらっしゃると思うのですが、実際に現場でそういった授業をやっていることによって、品川区の子どもたちが自分の意見を積極的にはっきりと相手に伝える能力、コミュニケーションが上達している、向上しているとか、そういった印象を受けるようなことが実際にあるのかどうか。それとも何かデータの的に出ているものがあるのかどうか。

最初に取り組まれたときに、私も自分の子どもがまさに小学生ぐらいから中学生、高校と、段階を踏む、そういう過渡期にいたので、なかなか定着するのが難しいなど思いながら見ていたのですが、実際、日本全体、品川区の子どもたちも含めて、そういったことが効果が現れているのかどうか。そのあたりを教育の専門家の観点から教えていただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

市民科に限らず、各教科で、こうした主体的で対話的で深い学びの授業を進めているところです。かつては「アクティブラーニング」という表現をされていましたが、今は「主体的・対話的で深い学び」というふうに呼んでいます。授業の中で、子どもたちが自分事として問題に向き合って、自分で考えて、またクラスメイトと話し合いながら深めていくといったような授業は、どの教科でも進めています。

例えば、算数の課題を解く際にも、自分の考えで解く。ほかの子は別の解き方をするわけです。そこで意見を交わしながら、どの解き方が効果的とか、分かりやすいとか、スムーズに解けるとか、そういったことも議論の一つだと考えております。

また、社会科等においても、問題設定というのは必ず社会科の授業で行います。その中で、各自の考

えや、また他者の考えを含めて議論を交わしながら、よりよい社会をつくっていくというような視点で授業を進められています。

やはり、この数年を見ていきますと、先生方もこういった視点での授業づくりというのを進めておりますので、子どもたちの授業に向き合う姿勢であるとか、そういったものは大分、前回の学習指導要領よりは変わってきているという印象です。

ですので、特に今、何かデータという形で持ち合わせてはいないのですが、確実に効果が出てくるものだと思います。今、新しい学習指導要領になって5年が過ぎようとしていますけれども、今後、現行の学習指導要領、品川区立学校教育要領を踏まえた、学習指導というものを進めていきたいと考えております。

○あくつ委員

ありがとうございました。すごく典型的な話で申し上げますと、外国から帰ってきた帰国子女の方が日本の授業に出ると、全然みんなが意見を言わないとか自己主張がないというようなことが言われることであります。そういったことから、恐らく日本の子どもたちがこれからの文化というのですか、先が読めないような時代において、自分で思いをしっかりと伝えられるようになって欲しいということで、そういった学習指導要領とかの変遷があるのだと思うのです。まだまだ過渡期だということは感じておりますけれども、ここでおっしゃっていることは、もうそのとおりだと思います。品川区はそれを実践してやっているということだと思いますけれども、粘り強く、それは教員側、教える側も含めて、非常に工夫も必要なことだと思いますので、これからも引き続き進めていっていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

私の認識が間違っていればあれなのですが、日本の伝統的な教育というのは、江戸時代の寺子屋時代から、読み書きそろばんで、読むこと、書くことと計算することを中心に学んできておりました。今まさに陳情者の方がおっしゃられるように、学んだり書いたりはできるけれど議論がなかなかできないというのが、というか、今までの日本における伝統的な教育は、そこにはあまり重きを置かれていなかったのが今日まで続いてきてしまっているのかなという印象を持っています。

これは例えばですけど、ケーブルテレビとかいろいろな街頭インタビューなどを見ていると、何か質問されたときの回答があまりにも、人のことを言えないので、自分も自戒も含めてですが、的確にインタビューに対して答えられていない。片や外国の方のインタビューを聞くと、もう極めて論理的に本人の意見をしっかりと述べられているという場面をよく目にしますが、やはりそういう伝統的な教育のあり方がそういうところにも出るのかなというふうに、まずは感じます。

ちょっと1点お伺いしたいのは、先ほどご説明いただいた、市民科を中心に、議論する教育が行われているということでありまして、この陳情の一番最初に、「小学校教育において論理型授業を導入することを強く要望いたします」とあります。そうすると、先ほどご説明いただいたのは小学校での取組状況でしたが、中学校においてはされているのかどうか。当然されていると思いますが、さらにバージョンアップされた形でされているべきと思っております。中学においては、陳情者の方にお伺いしないと何とも言えないのですけれども、小学校で求めるということは中学ですっきり行われているという受け止めなのでしょうか。中学の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長

小学校の取組、中学校の取組というところですが、私の印象としては、小学校のほうが、子どもたちが考えて自ら進んで、課題に向き合っていていくという授業が以前から進められているという印象があります。

特に中学校のほうは、一斉授業という形のスタイルが長年続けられていく中で、今回のこの学習指導要領の趣旨を踏まえた活動というのがありますから、中学校でも大分進んでいるというふうに捉えております。当然、中学校でも市民科を中心として、各教科で子どもたちが主体的に学習できる学習活動というものを展開しておりますので、これは小学校に限ったことではなくて、中学校でも同様に行っているところがございます。

○田中委員

小学生に求めるのは難しい部分があるかもしれないのですが、例えば中学生の授業においては、自分で学ぶことによる習得以上に、学んだことを相手に説明することで、さらに知識が深まるということ、自分の経験も含めて強く感じております。相手に説明することに対して、こういう議論をする能力を養うということにもつながると思うのですが、今の授業では、例えば、数学などは自分の解答を解説して説明するという場面は何となく想像がつくのですけれども、そういう生徒さんが他の生徒さんに説明するような場面というのが、当然あると思うのですけれども、新学習指導要領の下においてあるのかどうか確認しておりませんが、そういうことを通じて議論する能力というのは育まれると思っておるのですけれども、その辺の受け止めはいかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

当然、授業の中で子どもたち同士が教え合っていて、なかなか習熟の遅いお子さんに対して習熟の速いお子さんが手助けをしたりですとか、そういった場面もよくある風景かなど。また、算数や英語、数学については、習熟度別の授業も行っています。同じ習熟度の集団のほうが学習効果が高まるということも、算数・数学においては確認されているところです。

そういったところでは、子どもたち同士が教え合い、対話を通して、物事についての理解を深めていく、こういった場面はこれからも大切にしていきたいと思います。人に伝えることで自分の理解が深まるという効果もありますので、そういった取組も大切にしているところです。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。昨年、大井第一小学校で研究発表会に参加させていただいたことを、この陳情をきっかけに思い出しました。子どもたちがそれぞれのテーマでプレゼンをして、参加した他区の教員の方など、大人たちと議論する姿を目の当たりにしています。大変堂々としていて立派だったのですが、授業の中でも積極的に発言をし、意見交換をし、教え合いをしている姿を見ておまして、陳情者がおっしゃっているような、教師からの一方的なインプットになっているという印象は、私は今の教育現場にはあまりないかなというふうに感じています。

伺いたいののが、結構市民科に関わらず、対話や議論、発表の機会を授業内に取り入れている印象がありますので、先ほどおっしゃった賛成と反対の立場をはっきりさせようというような授業が、例えばこういうテーマで行っておられるのかとか、子どもたちに盛り上がるテーマのディベートがあったりすれば具体例を教えてくださいたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

市民科の教科書に例示している賛成・反対の立場についてですけれども、例えば学校にトランプや電子辞書を持ってくることに賛成か反対かですとか、そういったことで、子どもたちの日常、学校生活をしっかり踏まえた中での議論というテーマを設けているところです。

○西村委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第8号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか、ご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

本日結論を出すで、不採択をお願いをしたいと思います。

今回この陳情をいただいて、議論型というのをテーマに改めて考える機会をいただきました。陳情者がおっしゃるように、より深めた形での議論型授業の推進を求めますが、答弁にありましたように、既に市民科の中にも様々盛り込まれておりまして、実現できていることも多々ありますので、不採択とさせていただきます。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほど質問の中でも申し上げましたが、もうこの方が言っていることはそのとおりでと思います。ただし、答弁もそのとおりで、陳情項目の1から5に関しては、既に市民科の多くの単元として組み込まれているということで確認をしまして、私も公開授業なども拝見していて、そういったことは既に行われているということは確認しております。品川区においても、全国的にもそうなのでしょうけれども、主体的・相対的な深い学びを品川区としても力を入れているということで、既に実施をしているということで不採択をお願いします。

○山本副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

理由を申し上げます。まず本陳情で提案されている議論型授業の導入の重要性については、私も評価しております。子どもたちが主体的に考え、対話により他者と意見を交わしながら問題を解決する力を身につけることは、これからの社会を生きる上で非常に大切なことです。また、論理的思考力や表現力、多様な価値観を尊重する力を養うことは、教育の現場において、ますます求められていると考えます。

その点において、先ほど理事者の方からご説明いただいたとおり、品川区の市民科の授業は、地域の課題に向き合いながら、子どもたちが自ら考えて議論し、学び合う機会を提供するものと既になっており、本陳情の趣旨と重なる部分ももう既にあります。さらに、ほかの授業でも取り組まれているということで、私も学校公開などを通して、そのように理解しております。既にそうした取組が行われていることを踏まえると、新たに議論型授業を制度として導入するのではなくて、現行の取組をさらに発展・充実させることが重要であると考えます。そのため、本日の陳情は不採択とさせていただきます。

もう少しコメントさせていただきますけれども、一方で、まだ過渡期という見方もあります。教員の

方々がファシリテーターとして事授業展開するには技術が要ります。こうした授業をよりよいものにするために、各学校での優れた実践事例を教育委員会が積極的に収集・共有して、DXをうまく活用して、学校や教職員の皆様の間に広めることを提案、要望いたします。

西村委員も言われた大井第一小学校で行われた成果発表会でも、とてもいい授業を様々やっていたらっしゃいましたが、その成果をどう共有していくか、効果的にやっていくかというのは、効果を高める上で考えていただきたいと思います。既に取り組まれている優れた事例が区全体で効果的・効率的に活用されることで、より質の高い学びの場を提供できると思います。

それから、さらにこの市民科の授業の特徴や取組を、児童、保護者、それからその周りの地域の方に改めて分かりやすく周知するというのもいいのではないかと思います。知っている方はもう既知っているのですけれども、知らない方もいらっしゃるところで、こういった陳情をお出しになられているところもあるかと思います。より広く認知されることで、学校、家庭、地域が連携して、より充実した教育環境をつくることにつながるというふうにも考えます。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

この陳情の内容はすばらしいものだと思うのですけれども、ご説明がありましたように、市民科の中で多く取り組んでいるものがあるというふうに感じました。私自身も、学校公開にお邪魔したりすると、授業のやり方が自分の頃とは本当に違って、子どもたちに考えさせて意見を引き出すものになっているというふうに感じました。

また、実際の6年生の男の子から、賛成・反対の立場で議論をするという授業をしたというふうに直接話を聞いておりましたので、この取組も進んでいるものだろうというふうに考えまして、本日はこのような結論に達しました。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

この陳情には、具体的な提案が幾つかありますが、ご説明いただいたように、各項目とも市民科およびほかの授業でも導入しているということでした。先ほどほかの委員の方からもありましたけれども、それをさらに発展させていく段階に今あるのではないかなということでした。

ちょっと別の視点から、もちろん主体的で対話的で、深い学びをするということはもちろん大事です。その一方で、先ほどちょっと育成型云々など出ていましたけれども、日本の教育が、育成型で進めてきたところについては系統的に、最低限で基本的な学びを身につけるということにおいて、日本人の基礎的な学力の高さをつくってきたという側面が僕はあると思っています。それが逆に、ここに外国のことが書いてありますけど、逆に外国から見て、日本人たちが持っている基本的な知識とかそういうものについては非常に高いものがあると、外国からは賞讃されていると僕は思っています。

ですから、それをしっかりとやりつつ、今ここにあるように、実はそれに対応するためには、その前に本当に基本的に系統立った考え方とか基礎的な知識がないと議論はしていけないので、そういう意味でも、そこをしっかりとやるということ、学習指導要領に沿って学習しているところが日本の教育の非常にポイントがあると思うのです。対話的なものと比べて、ちょっと偏っているところがあって、学習指導要領もどんどん導入していこうということになっていますので、ぜひ両面といいますか、繰り返していただきたいと思います。

○田中委員

本日結論を出すべきと思っています。

議論型の授業についての取組状況は、ご説明いただきました。では、それが小学校の時代だけで全てが身につくかという、そうではなく、また現状で全てが身につけているかという、そうではないと思います。この陳情では、小学校においてとありますが、中学校以降も議論型の授業というのは行われるべきであります。もちろんその大前提に知識を習得してということがあるので、当然それを否定するものではありません。まさにこの場で、賛成・反対の議論をしたいところではありますけれども、この陳情者のおっしゃっていることは決して間違っていることでもないし、私はぜひこうあるべきだと思っています。

では、それを学校教育でどう取り入れるかと言ったときに、市民科で行われているというものの、完全ではない。中学校においても。繰り返しになりますが、私はこの陳情者の方の意見を取り入れて、さらによりグレードアップした、将来大人としてしっかり議論ができるような子どもを育てていただく、その基礎教育である小学校・中学校においても、この姿勢はぜひ取り入れるべきだと思っていますので、私はこの陳情に対しては賛成をさせていただきたいと思います。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第8号、品川区学校における議論型授業の導入を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○こんの委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、文教委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場をお願いしたいと思います。

なお本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っています。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

○田中委員

複数の方々が質問された件であります。具体的には、まつざわ議員、若林議員、大倉議員なのですが、それぞれ、学校における制服の無償化についてのご質問がありました。ぜひそのことについて議論を深めたいということと、あと、もう1点は、これは若林議員と大倉議員からご質問がありました、給食の無償化に関連してであります。特に大倉委員がご指摘をされた、オーガニック野菜の導入に関してのことについて、ぜひ議論をしていきたいと思っております。

まず制服に関する、質問の内容です。無償化をするに当たって、導入、購入する方法ですとか、あるいは、そこにこれまで携わってこられた事業者の方々のへの配慮、いわゆる流通過程がどうなるかというところを、ぜひ確認をしていきたいと思っております。

あと、給食のオーガニック野菜の導入につきましては、導入による効果だとか、より具体的な調達方法、これは区長が一斉調達とおっしゃっていますが、本当に毎食全ての給食野菜をオーガニック化できるのかどうかというところの検証をぜひ行いたいと思っております。

○こんの委員長

それでは、今、田中委員から、1つは、まつざわ議員、若林議員、大倉議員からの代表質問の、学校の制服に関することに関連してのご質問と、もう一つが、若林議員、大倉議員の代表質問の中から、学校給食に関することに関連してのご質問をいただきました。

制服については、確認ですが、事業者への配慮といったところが質問の内容とお聞きしました。また、給食については、一斉調達についての検証をとということですが、まず内容については、そういったことでよろしいですか。具体的な質問の内容は。

○田中委員

今の時点での問題意識としてということと考えます。

○こんの委員長

はい、そういうことですね。分かりました。

○田中委員

あと、ちょっと細かいことを言えば、一貫校に通う子どもへの制服の支給と、単独で中学校に入学される子どもへの制服の支給は多分やり方が違うと思うので、そういったことの確認ですとか、あと流通関係です。

○こんの委員長

今の質問内容が、要するに、これからやる予算委員会にもかかってくる話にもなります。ですので、お受けはするのですが、答弁の調整はさせていただきたいと思っておりますので、お答えできる部分とお答えできない部分とあろうかと思っております。ですので、事業者さんへの配慮、あるいは一斉調達の流通の件に関しても、ご答弁が代表質問でも少し触れていた部分があったかと思うと、ちょっと似通った質問にもなるかということもありますが、一旦お受けさせていただきます。先ほど申し上げたように、これから予算委員会で、さらに質問できる場がございますので、答弁調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

○田中委員

答弁調整ということは、先に私のほうで質問を、より具体的な項目を細かく上げて、それに対してのご答弁を調整すると。

○こんの委員長

今、内容を少し伺いました。そのことについて、田中委員が質問を想定される内容についても、こち

らでも想定した上でご答弁ができない場合もあるといったことをお伝えさせていただきたいと思います。具体的にもう少し言うてくだされば、それはそれで助かりますけれども。

○田中委員

決して隠していることは何もないのですが、制服に関しては、先ほどと繰り返しの部分がありますが、一貫校の場合、5年生で中学校用の制服を購入をされているケースがある一方で、中学から新調する、その辺の継続性はどうか。それと、制服のほうも、今は個別に子ども、生徒のご家庭が制服屋さんに行き求めているらしいんですが、今度、無償化されるということは公金を使うわけですよね。場合によっては入札をしないといけない案件かもしれない。そうすると、そのときの入札の内容によっては、既存の制服屋さんには絶大なる影響、果てしない影響があると思います。その辺も含めて、これからやろうとされているのか。もし影響があるとしたら、既存の制服屋さんへの対応をどう考えていらっしゃるのかということ、ぜひ確認をしたいと思います。

あと、給食に関しては、無償化したタイミングでおいしくないという声がいっぱい上がってきて、その流れでオーガニック化するという説明が区長からありましたが、子どもの求めているおいしくない給食の改善というのはどうあるべきなのかというのが一つ。一旦議論があるべきですし、その結果としてオーガニックという結論が導き出されたのであれば、それはそれでよしとしますが、その議論の過程をぜひ伺いたいということと、あとオーガニックだと、例えば給食をつくる側調理する方からすると、通常の野菜だと、ほぼ規格が統一されていて、作業効率が上がっていますが、オーガニック化されることで、ふぞろいの野菜を調理しなければいけないので、その作業効率とか、あと調理のときの熱の伝導でどうなのかという心配もあります。そこら辺の確認はどうか。調理をする方の意見はどうだったのかをぜひ確認したいと思います。あと、ある方によると、月額49トンの一定の野菜が必要なのですが、これを全てオーガニックにする際の調達に本当に可能なかどうか。今、野菜は低農薬野菜を千葉県の多古町の、旬の味産直センターから大量に購入されていますが、仮にオーガニックになると、まず今の野菜の品質の評価はどうだったのかということ、これまで長年そうやって品川の給食を支えてくださった多古町の方々への影響はどうかということもぜひ確認したいですし、そういったことも含めての考えなのか。

もう一つは、区長が最近おっしゃっている一括調達、一斉調達について、それこそ既存の町場の八百屋さんを飛び越して流通させるということですから、影響はどうか。あと欠品というか、検査した結果、再納入してもらわなければいけないときの対応を考えると、一括調達が可能なかどうか。品質の維持をどう担保していくのかということもあって初めて、自分としては責任ある判断ができると思います。そこで確認できないと、しっかり判断できないので、その内容について、可能な範囲で確認していきたいと思います。

なお、予算委員会では、私は10分しか時間がないので、今言ったボリューム感を10分で全て質疑することはできません。もし可能であれば、文教委員会において、今のような項目についての質疑をぜひ行いたいということです。

○こんの委員長

詳細なご説明ありがとうございました。質問内容、よく分かりました。

先ほども申し上げたように、予算委員会が今後ありますので、そこに触れる話も今伺って幾つかあったかと思いますが、一旦この質問の内容をお受けいたしますが、答弁の調整はこちらでさせていただきたいと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○田中委員

お任せします。

○こんの委員長

では、そのような内容でお聞きしましたので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思えます。

○あくつ委員

1点だけ、ちょっと確認させてください。先ほどの田中委員のご質問の趣旨については、私も同じ問題意識を持っているものもあります。ただ、私の今までの経験だと、所管質問というもの、これはどこまで関連なのかと言われると、私も明確に答えられないので何とも言えないのですが。先ほど委員長もおっしゃられたように、これから答弁調整されるということですが、そのあたり、一般質問の関連質問と予算特別委員会での質問ということ、これは10分しかない先ほどおっしゃいましたけれども、ほとんど皆さん、多分条件は一緒なので、それだから、ここでやりたいというお気持ちは分かるけれども、委員長として、今までの仕切りを踏まえて、所管質問の範囲というものをしっかり見極めていただいて、やっていただきたい。

あと、前段の部分の、5年生の制服のところは、すみません、私もすごく関心事項なので、そこはよくよく代表質問を聞いていたのですが、大倉議員の質問と答弁と違う質問をされるということでの、先ほどのことだと思う。同じ質問であればできないと、最初の委員長の仕切りがあったので、そのところもしっかり見極めていただきたいと思えます。

○こんの委員長

ご意見ありがとうございます。

それでは、ほかにいらっしゃいますでしょうか。山本副委員長。

○山本副委員長

今、田中委員がおっしゃられたことと、あくつ委員がおっしゃったことを踏まえて、関連です。もちろん、最終的に答弁調整を踏まえた上で可能であればというところになるのですが、田中委員が言われていたところと、テーマが重複しておりますので、その中でご質問がなかったところで、重複しないところがあれば質問させていただきたいと思っております。

それから、それとは別に、もう一つ、若林議員や大倉議員の代表質問から、朝の居場所づくりと朝食支援について関連質問をさせていただきます。

安全性の確保とか食の流通のところこういったところに関連して、質問させていただきたいと思うのですが、これも先ほどおっしゃっていた予算委員会との関わりの中で許されるところで、できるのであればさせていただきたいというところがございます。

○こんの委員長

それでは、今、山本副委員長から、若林議員、大倉議員の代表質問の中から、朝の居場所、食の支援という質問に関連して、安全性確保、流通についてお聞きをしたいということで申し出がございました。

先ほどもそうですけれども、新しい事業のことですので、予算委員会に係る項目でございます。代表質問で質問された内容のほかにご質問をされる場合でも、こちらで一定の答弁調整をさせていただかなければいけない新しい事業のことでございます。これまで事業として展開しているものでしたらある程度、事業の内容というのは確認できるのですが、新しい事業が今回展開されるということで、予算委員会での最初の質疑になる項目でありますので、その辺の答弁調整をさせていただきたいと思えます。そ

の点、ご理解をいただきたいと思います。内容をお聞きしましたので、明日の委員会で理事者のご答弁をしていただきたいと思います。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

今、山本副委員長から2点ありましたけれども、1点目は、田中委員の質問と同じですので、そこは一括させていただいて、それで……。

○山本副委員長

違うのです。

○こんの委員長

違う。

○山本副委員長

私が先ほど申し上げた朝の居場所づくりと朝食支援というのは、朝の居場所づくりの中での他の食の支援のほうでございます。それで、田中委員がおっしゃっていたのは、学校給食の有機野菜のところかと思っております、食の支援という大きなくくりで言うと、多分一つなのですけれども、個別の内容としては別々かと思っています。でも、大きくくりで食の支援ということで、学校給食と朝食支援と一緒であれば1つでいいのですけれども、私も有機野菜については、ちょっと別の、もう少し違った観点で質問もございますので。また、田中委員がおっしゃっている制服の無償化、それから学校給食の無償化のこともご調整の範囲の中でお聞きできることがあれば、お聞きさせていただきたいという状況でございます。

○こんの委員長

要するに、一番最初に、田中委員の質問に、私も質問をしたいけれども、かぶるのでというご説明があったので、1点目の質問はそれかなというふうに思ったのです。2点目のほうの食の支援は、食の支援で承りました。こういう理解でいいでしょうか。

○山本副委員長

はい。

○こんの委員長

なので、1点目の田中委員と重なる部分は一括させていただきますという説明でいいでしょうか。

○山本副委員長

はい。

○こんの委員長

2点目が、朝の居場所、食の支援といったところの関連質問ということでよろしいでしょうか。

○山本副委員長

はい、大丈夫です。すみません、ありがとうございます。

○こんの委員長

はい、確認をいたしました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにいらっしゃらないようですので、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他でございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○午後2時35分閉会